（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アイザワ証券株式会社

所在地　〒 105-7307　東京都港区東新橋1丁目9番1号　東京汐留ビルディング　7階

電話　03-6852-7700　ファックス　03-6852-7795

HPアドレス　https://www.aizawa.co.jp/

代表者　代表取締役社長　藍澤卓弥

金融商品取引業登録番号　関東財務局長　（金商）　第3283号　登録年月日　2021年9月3日

協会会員番号　012-02958

業務開始年月　2021年10月1日　資本金　30億円

作成部署　投資顧問部　電話　03-6852-7734

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	２．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	投資顧問部	東京都港区東新橋1丁目9番1号

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
アイザワ証券グループ株式会社	100%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	2,524	20,099	931	567	19,182
2025年3月期	2,118	17,831	331	236	18,614
2024年3月期	1,731	17,909	1,363	1,074	18,377

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　26　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

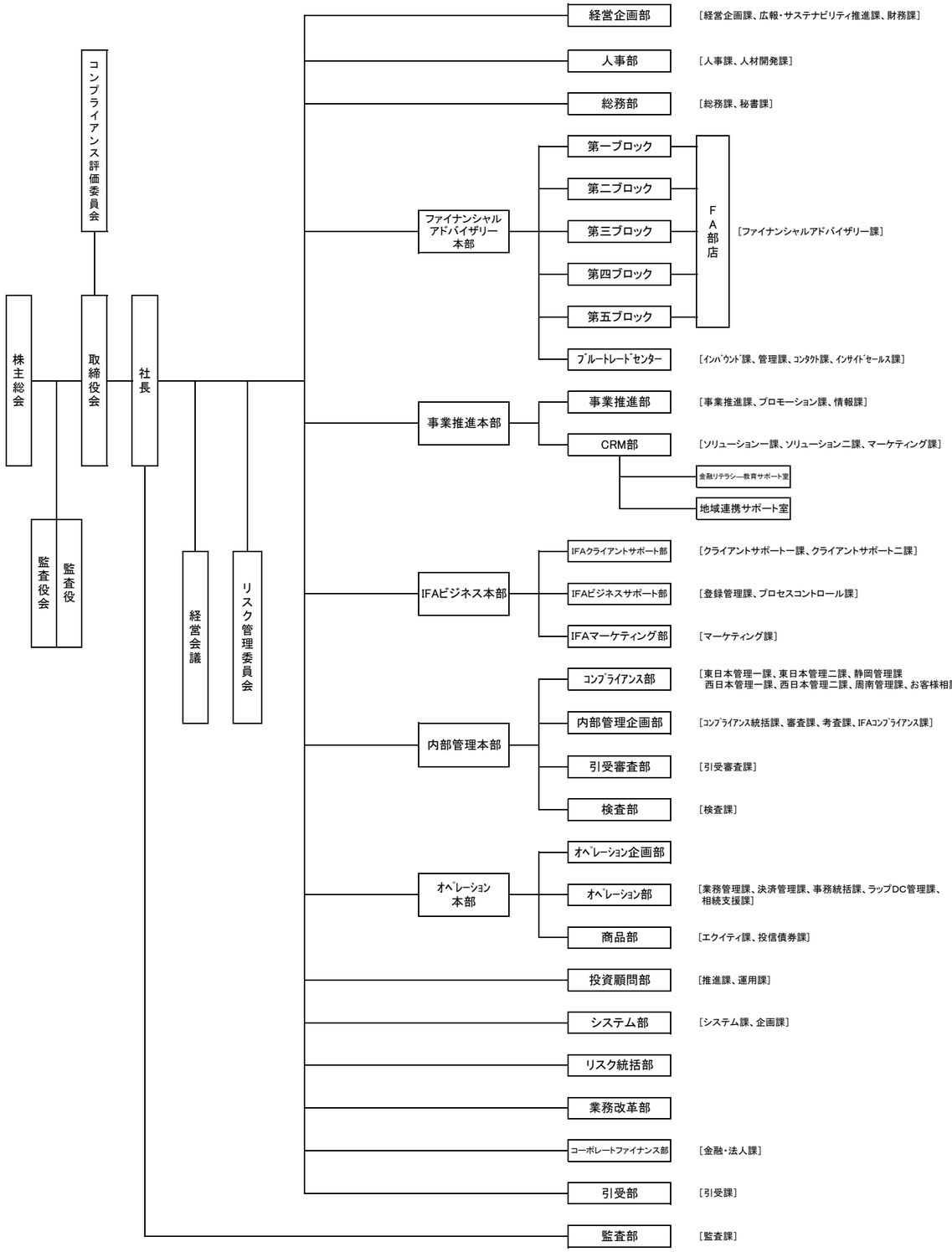
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　1　年　0　ヵ月

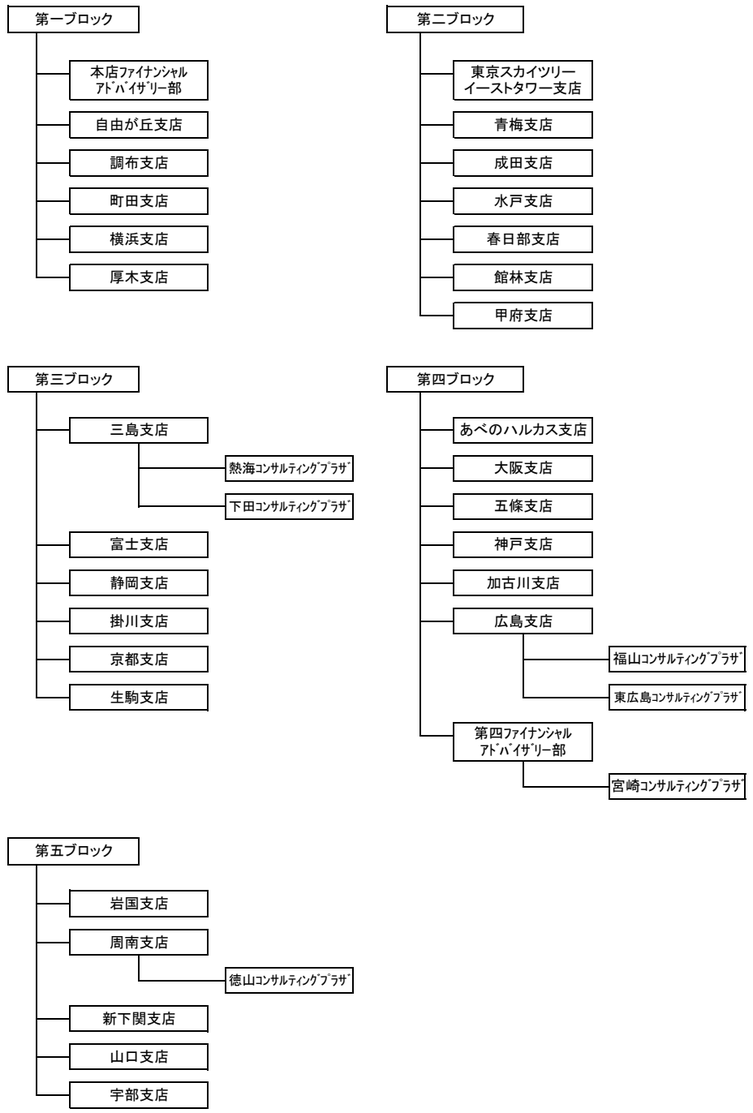
③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

組織図（2026年4月6日時点）



（FA部店）



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	アイザワ証券

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100.　%	
下記①に該当する法人との取引		.　%	
		.　%	
		.　%	
下記②に該当する法人との取引		.　%	
		.　%	
		.　%	
		.　%	
		.　%	
下記③に該当する法人との取引		.　%	
		.　%	
		.　%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　いちよし証券株式会社

所在地　〒 103-0025　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号

電話　03-4346-4566　ファックス　03-4346-4567

HPアドレス　https://www.ichiyoshi.co.jp

代表者　取締役（兼）代表執行役社長　玉田　弘文

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第24号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　012-02141

業務開始年月　平成22年４月26日　資本金　145億円

作成部署　ラップ・投資分析部　電話　03-4346-4566

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	(2) 法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	(1) 法第２条第８項第11号に係る業務	(2) 法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	(1) 法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	大阪支店　等	大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目１番6号　等
子法人等	いちよしアセットマネジメント㈱　等	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号　等

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
US BANK NATIONAL ASSOCIATION JP ACCTS TS	18.82%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10.67%
株式会社野村総合研究所	2.73%
いちよし証券従業員持株会	2.06%
ヨシダトモヒロ	1.53%

株主名	議決権保有比率
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1.49%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1.45%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1.21%
ジャフコ　グループ株式会社	0.93%
武樋政司	0.56%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年３月期	6,330	20,820	5,400	4,335	27,462
2025年３月期	4,622	15,752	1,309	1,082	24,385
2024年３月期	3,230	16,131	1,772	1,297	26,282

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　13名

②運用業務従事者数　4名

内 ファンド・マネージャー数　1名、平均経験年数　8年　0ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0名、平均経験年数　年　ヵ月

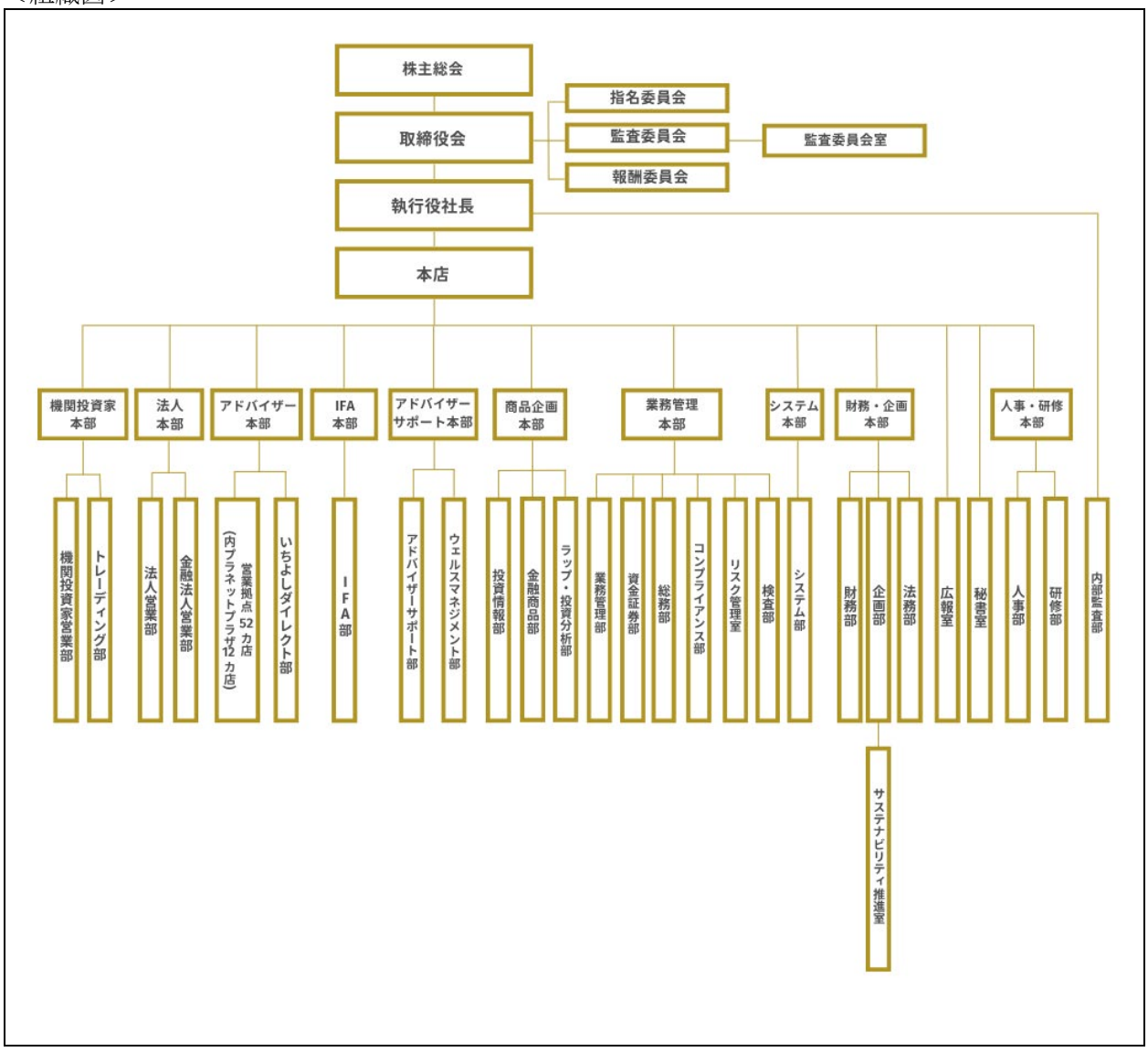
投資顧問・投信部門兼任者　0名、平均経験年数　年　ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿＿＿3名、平均経験年数＿＿1年＿＿2ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿＿＿1名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿1名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	いちよし証券株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100.0. ％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	該当事項はございません
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引		．　％	該当事項はございません
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	該当事項はございません
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等
②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人
③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意
１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。
２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。
３．　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。
・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。
・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。
・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社ウエルス・スクエア

所在地　〒 135-0061 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

電話　(03)6328-2121　ファックス　(03)6328-2122

HPアドレス　https://www.wsquare.co.jp

代表者　代表取締役社長　辻本 泰祐

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2914号　登録年月日　平成28年4月19日

協会会員番号　012-02748

業務開始年月　平成28年6月1日　資本金　15億円

作成部署　リーガル・コンプライアンス部　電話　(03)6328-2121

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	２．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
－	－	－

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
野村ｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社	50.0%
株式会社野村総合研究所	33.3%
野村ﾌｨﾃﾞｭｰｼｬﾘｰ・ﾘｻｰﾁ&ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ株式会社	16.7%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	3,340	3,539	376	307	1,196
2025年3月期	2,885	3,157	183	191	889
2024年3月期	2,436	2,657	125	151	698

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　22　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　14　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

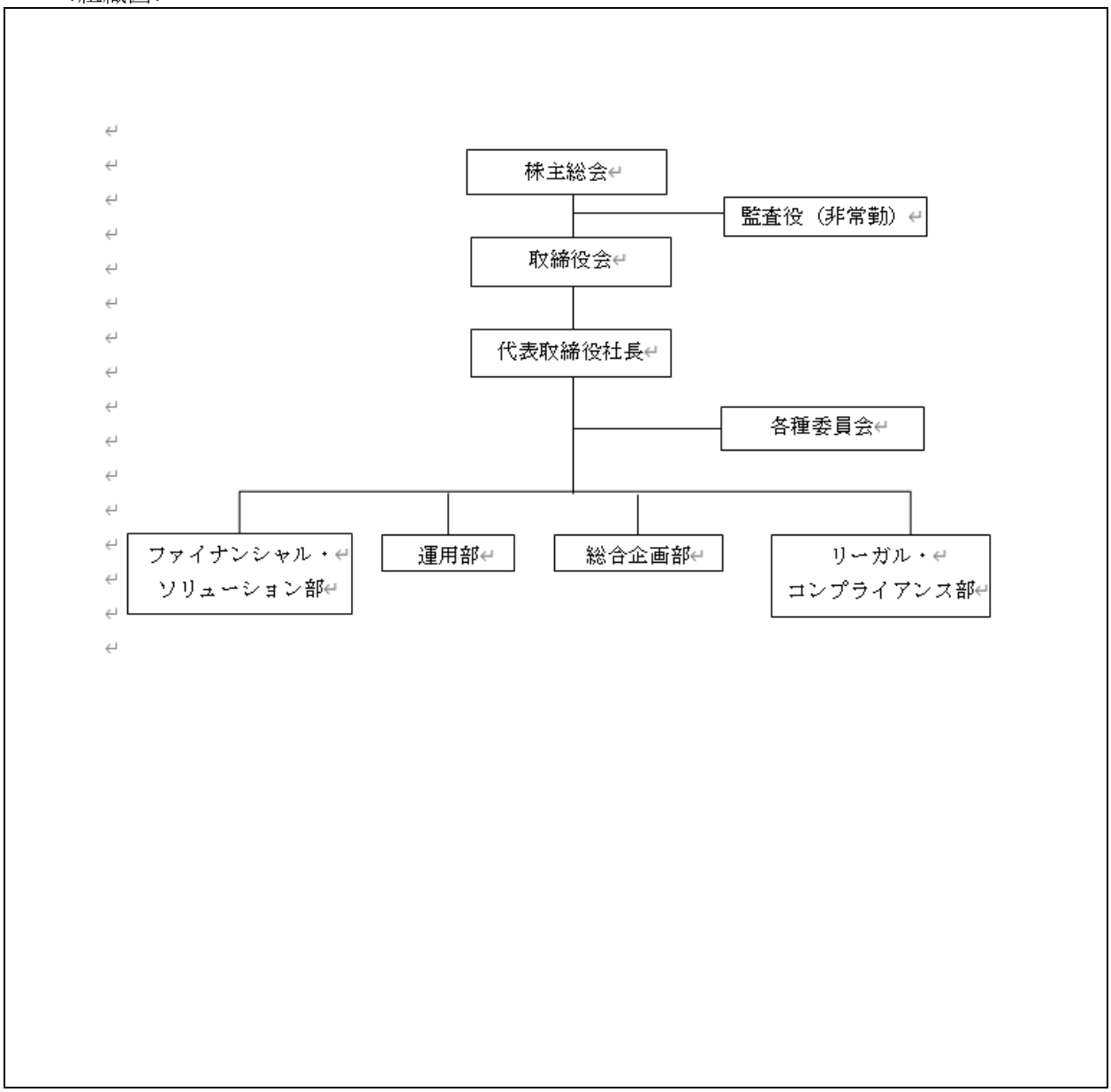
投資顧問・投信部門兼任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

内 調査スタッフ数　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　6　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	株式会社ウエルス・スクエア

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		0．0　％	
下記①に該当する法人との取引	野村證券株式会社	13．6　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引	京銀証券株式会社	25．2　％	
	きらぼしライフデザイン証券株式会社	23．7　％	
	野村證券株式会社	13．6　％	
	めぶき証券	10．7　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		0．0　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ウェルスナビ株式会社

所在地　〒 141-0031　東京都品川区西五反田8-4-13　五反田ＪＰビルディング9F

電話　03-6632-4911　ファックス　03-5466-2110

ＨＰアドレス　https://www.wealthnavi.com

代表者　代表取締役　柴山 和久

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2884号　登録年月日　平成27年12月17日

協会会員番号　012-02733

業務開始年月　平成28年1月18日　資本金　122億円

作成部署　ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ　電話　03-6632-4915

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
MUデジタル資産形成サービス設立準備株式会社	100%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2025年12月期	13,211	13,341	1,670	2,782	32,038
2024年12月期	11,068	11,166	424	508	29,059
2023年12月期	8,063	8,167	519	375	12,158

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　370　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　7　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

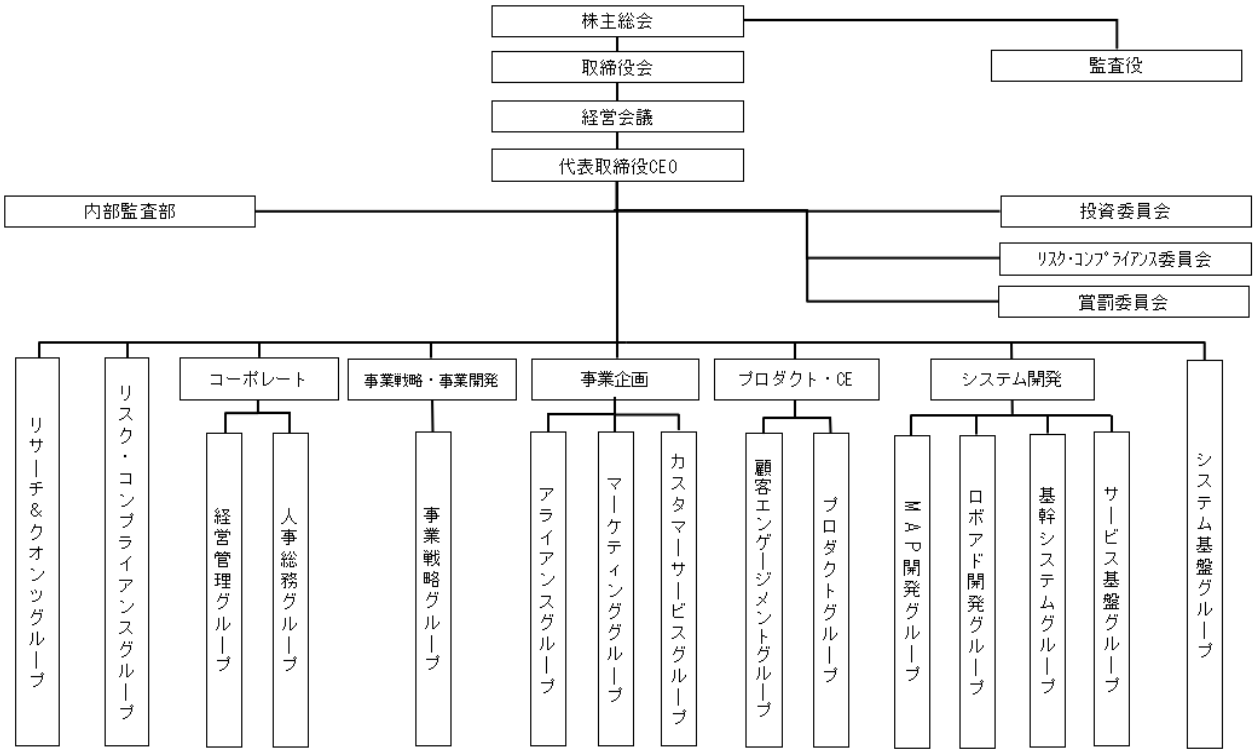
内 調査スタッフ数　3　名、平均経験年数　11　年　3　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　5　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞

「組織体制図」


株主総会
取締役会
経営会議
代表取締役CEO
監査役
内部監査部
投資委員会
ﾘｽｸ･ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員会
賞罰委員会
リサーチ&クオンツグループ
リスク・コンプライアンスグループ
コーポレート
経営管理グループ
人事総務グループ
事業戦略・事業開発
事業戦略グループ
事業企画
アライアンスグループ
マーケティンググループ
カスタマーサービスグループ
プロダクト・CE
顧客エンゲージメントグループ
プロダクトグループ
システム開発
MAP開発グループ
ロボアド開発グループ
基幹システムグループ
サービス基盤グループ
システム基盤グループ

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　ウェルスナビ株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　令和７年１月１日～令和７年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		100．0　％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引	Interactive Brokers LLC	54．4　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社 Egregium

所在地　〒 108-0073 東京都港区三田2-21-16

電話　03(6692)3652　ファックス　03(3942)9313

HPアドレス　https://egregium.jp/

代表者　Schreiber Gregory Malcolm

金融商品取引業登録番号　関東財務局長　（金商）第3474号　登録年月日　令和７年６月１１日

協会会員番号　012-0311

業務開始年月　未定　資本金　1億610万3800円

作成部署　リスク・コンプライアンス部　電話　090-7222-0765

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
Schreiber Gregory Malcolm	78.59%
シュライバー有紀子	7.85%
吉田知洋	0.58%
株式型クラウドファンディング(Funddino)による株主	12.90%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
令和8年4月期	0	0	-39	-40	93
令和7年4月期	0	0	-25	-26	61
年　月期					

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　9　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　15　年　4　ヵ月

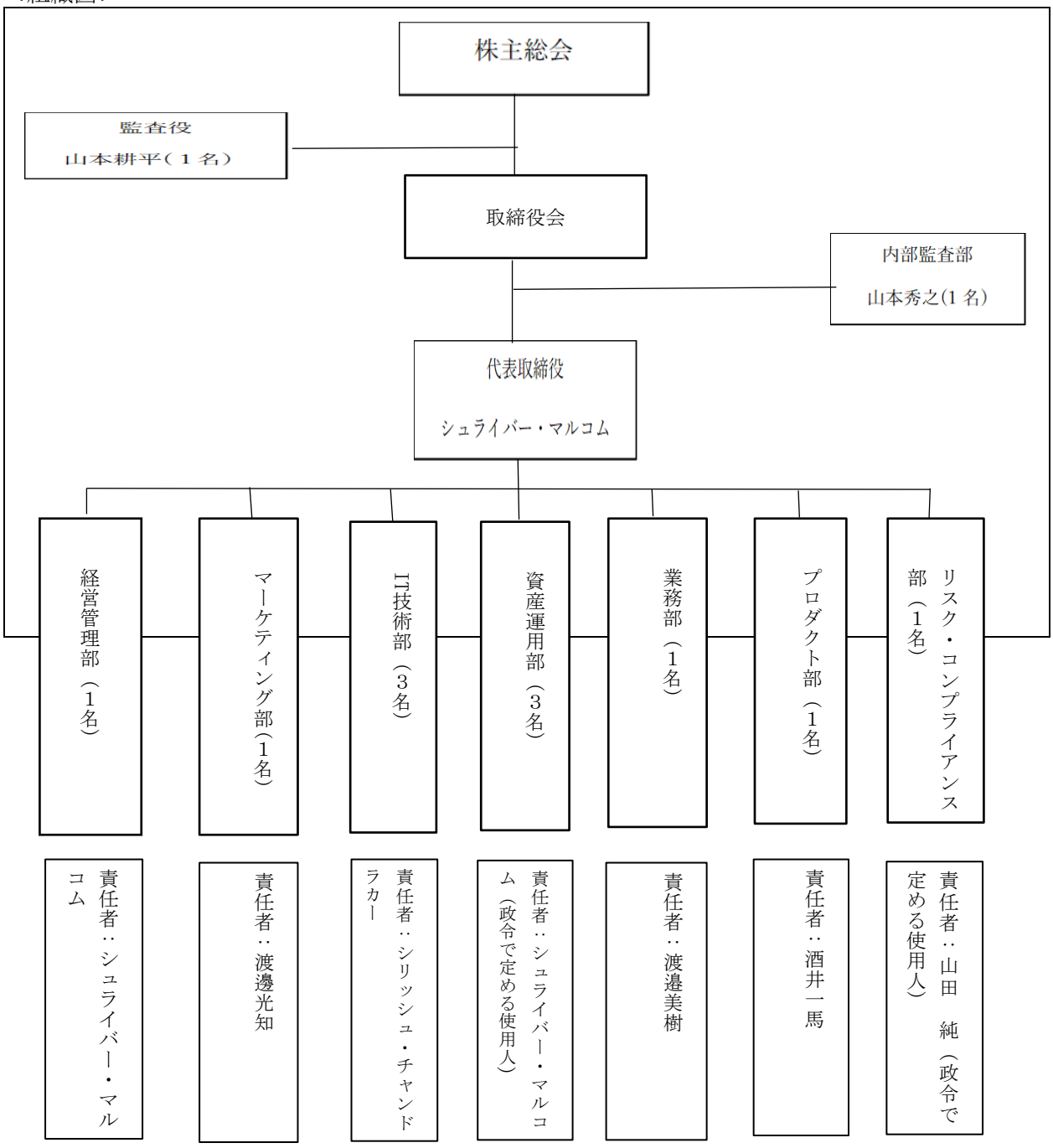
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　5　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿＿＿＿名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿１＿名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	株式会社 Egregium

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 5 月 1 日～　2026 年 4 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		．　％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＳＭＢＣ日興証券株式会社

所在地　〒 100-8325　東京都千代田区丸の内３－３－１

電話　03-6834-0505　ファックス　03-3214-3233

ＨＰアドレス　https://www.smbcnikko.co.jp

代表者　取締役社長CEO（代表取締役）　吉岡　秀二

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2251号　登録年月日　2009年9月10日

協会会員番号　011-01699

業務開始年月　2009年10月　資本金　1,350億円

作成部署　投資顧問事業部　電話　03-6834-0505

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	②．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	本店	東京都千代田区丸の内３－３－１
営業所	本店新国際ビル分室	東京都千代田区丸の内３－４－１

３．主な株主

株主名	議決権 保有比率
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	100.0%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	62,482	551,827	77,565	88,933	1,225,779
2025年3月期	52,358	495,382	52,076	76,713	1,187,198
2024年3月期	41,505	403,315	36,158	26,832	1,164,252

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　35　名

②運用業務従事者数　8.2　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　10　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

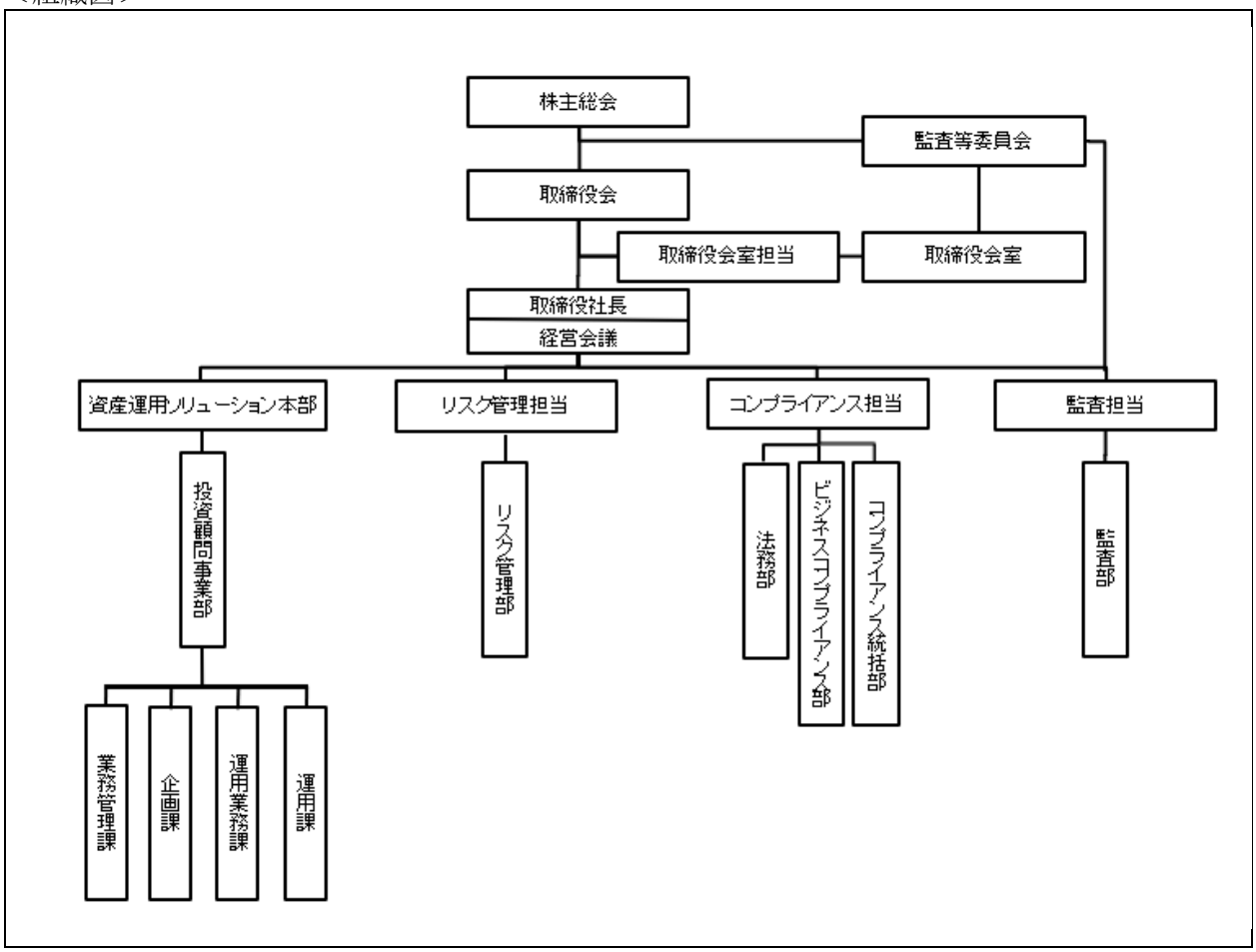
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　17　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査等委員会
取締役会
取締役会室担当
取締役会室
取締役社長
経営会議
資産運用ソリューション本部
リスク管理担当
コンプライアンス担当
監査担当
投資顧問事業部
リスク管理部
法務部
ビジネスコンプライアンス部
コンプライアンス統括部
監査部
業務管理課
企画課
運用業務課
運用課

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	SMBC 日興証券株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100．0　％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　岡三証券株式会社

所在地　〒 103-0022　東京都中央区日本橋室町2-2-1

電話　03-3275-8579　　ファックス

HPアドレス　https://www.okasan.co.jp/

代表者　代表取締役社長　大杉　茂

金融商品取引業登録番号　関東財務局（金商）第53号　　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02619

業務開始年月　令和6年10月1日　　資本金　50億円

作成部署　投資顧問部　次長　澤田悦宏　　電　話　03-3275-8579

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	②．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	本店営業第一部	東京都中央区日本橋室町1-5-5

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
株式会社　岡三証券グループ	100%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	628	95,595	22,867	21,360	230,972
2025年3月期	37	81,936	15,577	11,652	208,232
2024年3月期	0	84,509	18,061	13,167	214,156

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　11　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

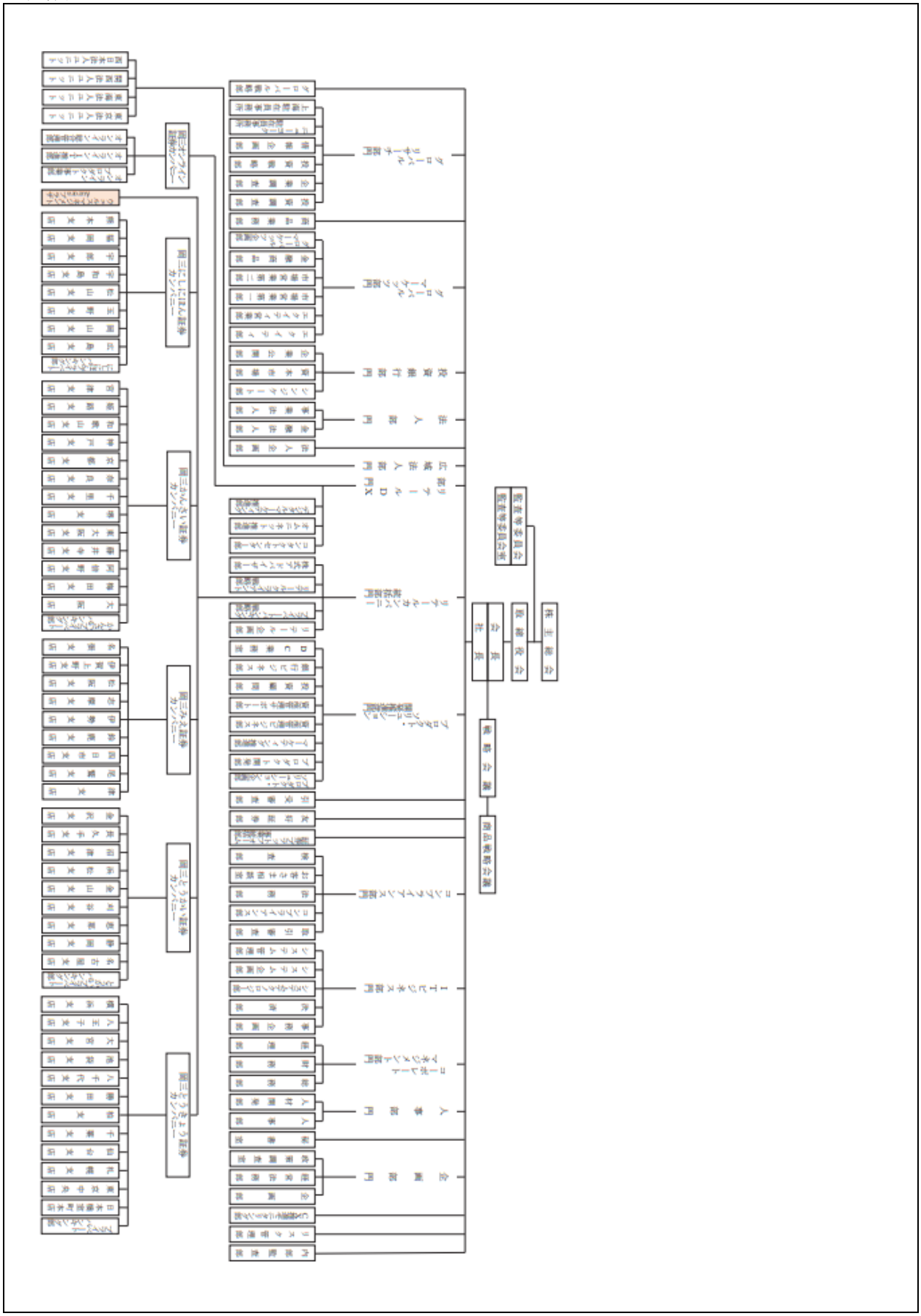
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	岡三証券　株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100.0%	
下記①に該当する法人との取引	なし	0.0%	
		%	
		%	
下記②に該当する法人との取引	なし	0%	
		%	
		%	
		%	
		%	
下記③に該当する法人との取引	なし	0%	
		%	
		%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社sustenキャピタル・マネジメント

所在地　〒 105-0001　東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア

電話　03-6810-7856　ファックス

HPアドレス　https://susten.jp/

代表者　代表取締役　岡野　大

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3201号　登録年月日　2020年6月26日

協会会員番号　012-02904

業務開始年月　2020年10月9日　資本金　1億8750万円

作成部署　法務コンプライアンス本部　電話　03-6810-7856

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	③．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
株式会社マネーフォワード	28.5%
TUSIC投資事業有限責任組合	17.6%
岡野　大	17.1%
山口　雅史	5.6%
プライベートアセットファンド投資事業有限責任組合	5.3%

株主名	議決権保有比率
FF-susten投資事業有限責任組合	4.2%
UBV Fund-Ⅱ投資事業有限責任組合	4.0%
Founder Foundry2号投資事業有限責任組合	3.5%
株式会社MI&Company	2.7%
株式会社レフティ	2.5%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2025年12月期	34	35	△458	△477	218
2024年12月期	22	23	△620	△616	627
2023年12月期	10	11	△855	△850	840

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　21　名

②運用業務従事者数　7　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　12　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　3　名、平均経験年数　12　年　3　ヵ月

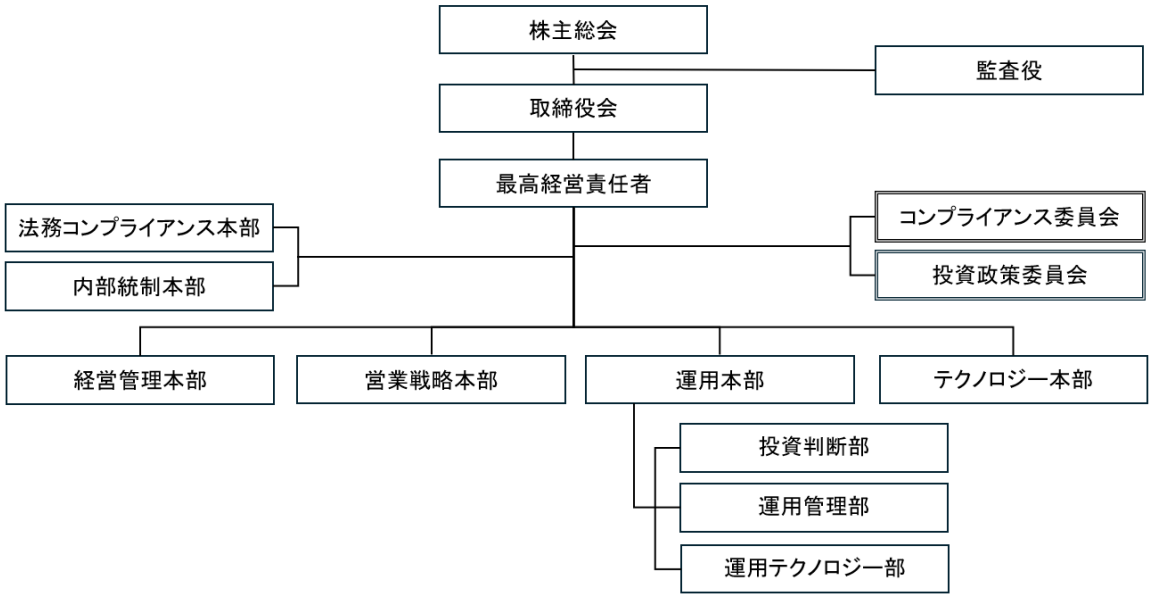
内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞

（2026年6月30日現在）



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	株式会社 susten キャピタル・マネジメント

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～　2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100．0%	
下記①に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	
下記②に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	
		．　%	
		．　%	
下記③に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名	株式会社　証券ジャパン

所在地　〒 103-0025　東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番１８号

電話　03-3668-2210　　ファックス　03-3668-5589

HPアドレス　https://www.secjp.co.jp/

代表者　代表取締役会長兼社長　田中　充

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第170号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-03017

業務開始年月　令和5年2月　　資本金　30億円

作成部署　アセットマネジメント部　　電　話　03-6386-0575

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業店	日本橋本店	東京都中央区日本橋茅場町１－２－１８
営業店	藤沢支店	神奈川県藤沢市鵠沼石上１－５－２－１０１
	他5支店1営業所	

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
株式会社　岡三証券グループ	100.0%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	49	5,248	1,417	1,222	25,040
2025年3月期	32	4,177	577	5,133	22,686
2024年3月期	3	4,134	632	1,867	31,646

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　6　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　19　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

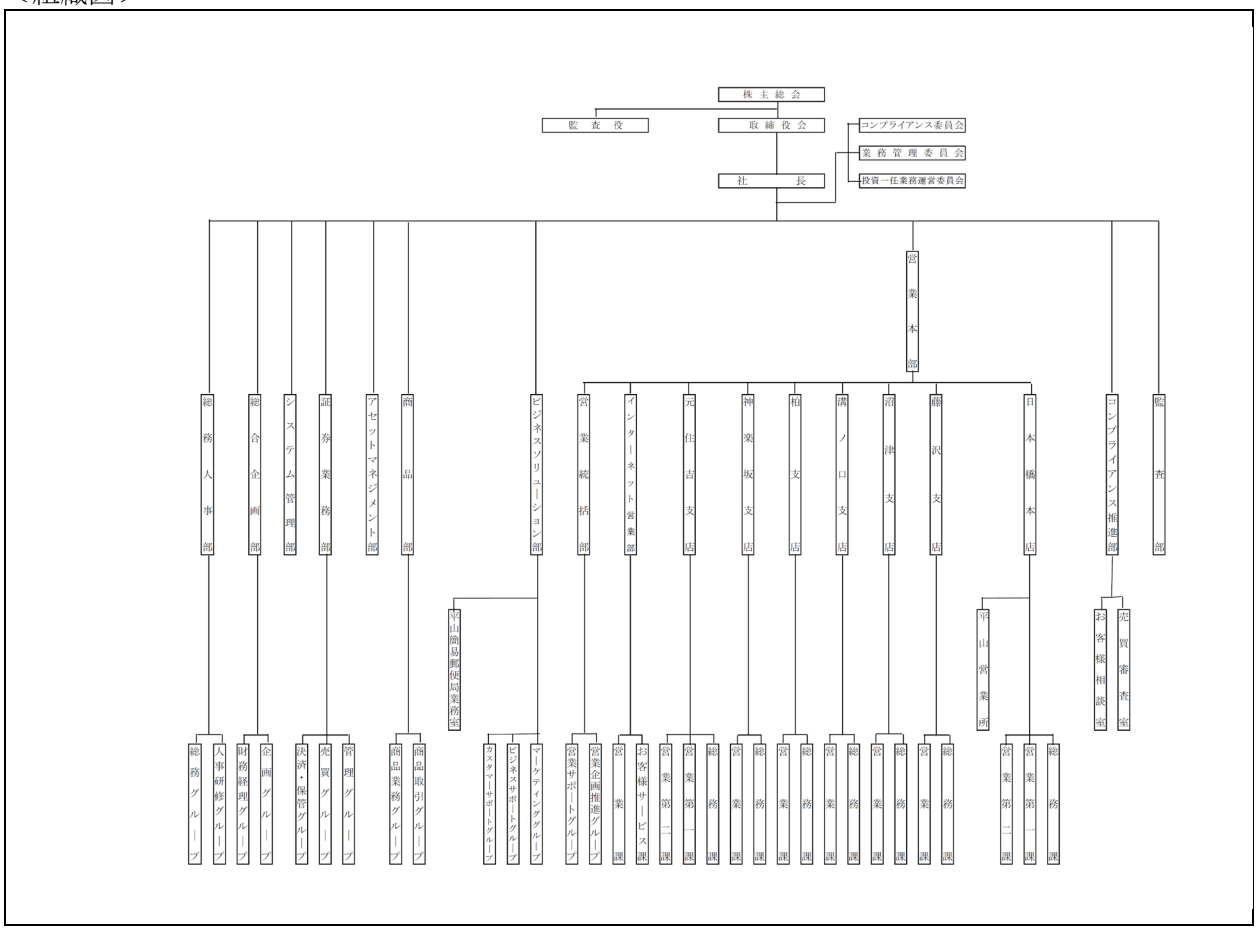
投資顧問・投信部門兼任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
コンプライアンス委員会
業務管理委員会
投資一任業務運営委員会
社長
総務人事部
総合企画部
システム管理部
証券業務部
アセットマネジメント部
商品部
ビジネスソリューション部
営業本部
コンプライアンス推進部
監査部
宇山簡易郵便局業務室
営業統括部
インターネット営業部
元住吉支店
神楽坂支店
柏支店
溝ノ口支店
沼津支店
藤沢支店
日本橋本店
宇山営業所
お客様相談室
定質審査室
総務グループ
人事研修グループ
財務経理グループ
企画グループ
決済・保管グループ
売買グループ
管理グループ
商品業務グループ
商品取引グループ
カスタマーサポートグループ
ビジネスサポートグループ
マーケティンググループ
営業サポートグループ
営業企画推進グループ
営業課
お客様サービス課
営業第一課
営業第二課
総務課

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	株式会社証券ジャパン

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100．0　％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名	株式会社スマートプラス

所在地　〒 102-0073　東京都千代田区九段北 1-8-10　住友不動産九段ﾋﾞﾙ９Ｆ

電話	03-6261-1211	ファックス	03-6261-1212
		ＨＰアドレス	https://smartplus-sec.com/

代表者　代表取締役　小林　紀子

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第 3031 号　登録年月日　2017 年 12 月 26 日

協会会員番号　012-02915

業務開始年月	2020 年 11 月 26 日	資本金	300,000,000 円億円
作成部署	コンプライアンス部	電話	03-6261-6575

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第 12 号イに係る業務	②．法第２条第８項第 12 号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第 14 号に係る業務	４．法第２条第８項第 15 号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第 11 号に係る業務	２．法第２条第８項第 13 号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第 28 条第１項に係る業務	②．法第 28 条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
Finatext ホールディングス株式会社	85%
株式会社大和証券グループ本社	15%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026 年 3 月期	1,268	3,926	753	786	3,293
2025 年 3 月期	635	2,544	242	226	2,507
2024 年 3 月期	146	1,698	▲182	▲251	2,280

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質

人数を記載）

①役職員総数＿＿＿＿2＿名

②運用業務従事者数＿＿＿＿2＿名

内 ファンド・マネージャー数＿＿＿＿2＿名、平均経験年数＿＿13＿年＿＿6＿ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月

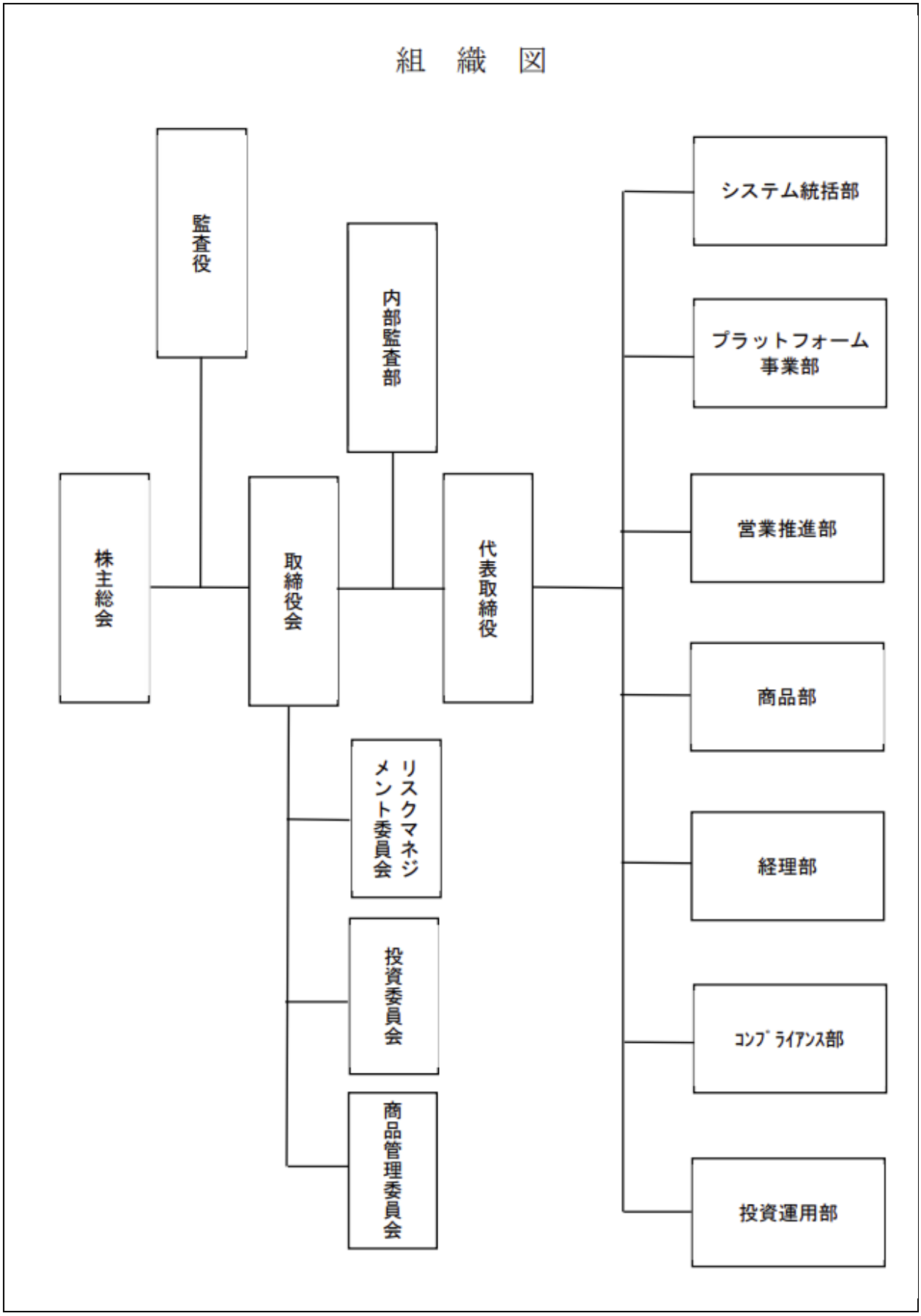
投資顧問・投信部門兼任者＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿＿＿0＿名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿0＿名

＜組織図＞


組　織　図
監査役
内部監査部
システム統括部
プラットフォーム事業部
株主総会
取締役会
代表取締役
営業推進部
商品部
リスクマネジメント委員会
経理部
投資委員会
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部
商品管理委員会
投資運用部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	株式会社スマートプラス

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		98．87　％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　大和証券株式会社

所在地　〒 100-6752　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号　グラントウキョウノースタワー

電話　03-5555-2111　ファックス

HPアドレス　https://www.daiwa.jp/

代表者　代表取締役社長　荻野　明彦

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第108号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01187

業務開始年月　平成16年8月20日　資本金　1,000億円

作成部署　ラップ・ビジネス開発部　電話　03-5555-2700

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
株式会社大和証券グループ本社	100%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年　3月期	18,032	547,621	138,698	96,207	606,146
2025年　3月期	14,691	470,858	105,633	75,124	585,123
2024年　3月期	11,478	407,337	86,369	57,186	567,943

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　29　名

②運用業務従事者数　12.5　名

内 ファンド・マネージャー数　10　名、平均経験年数　12　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

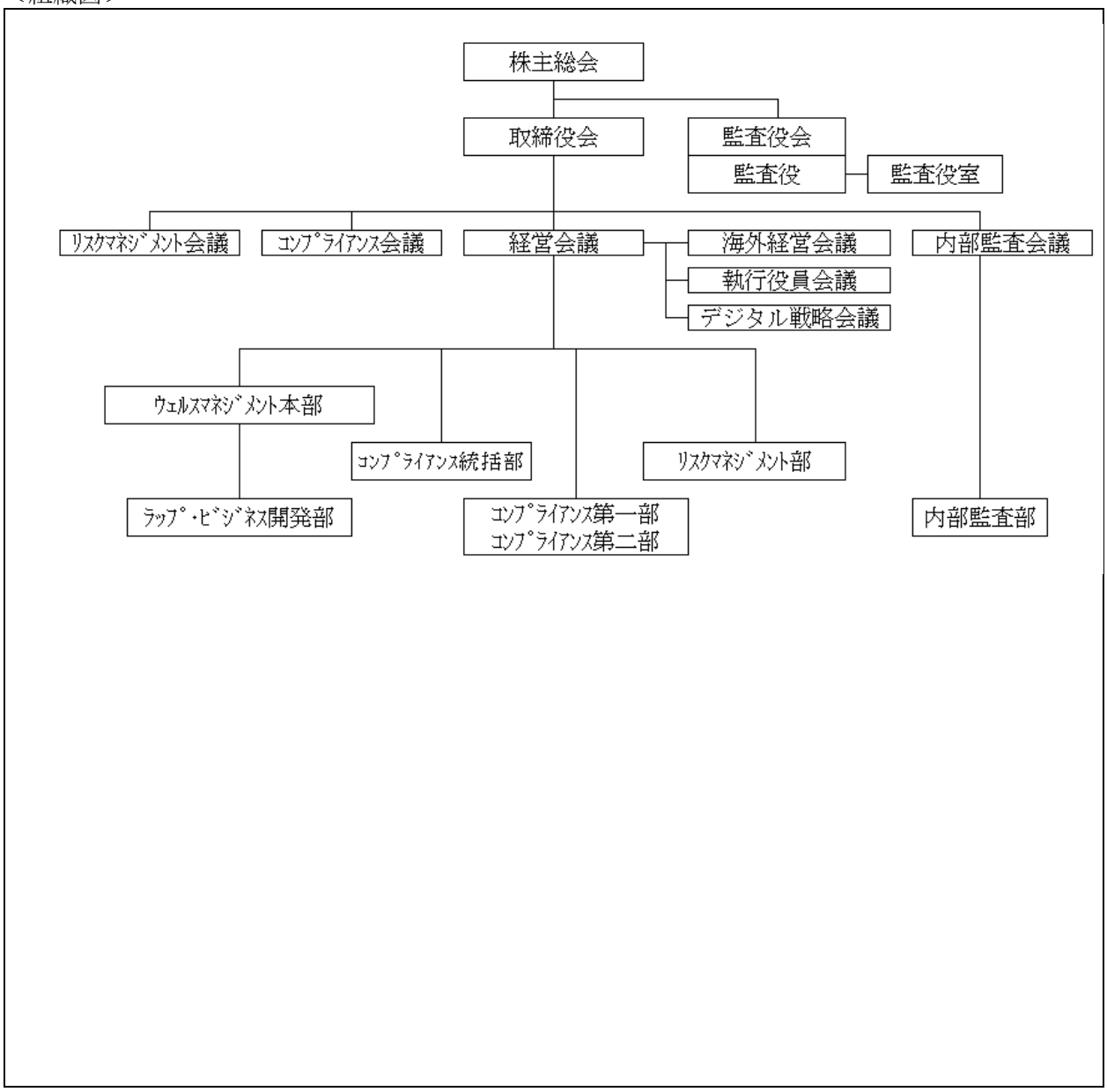
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　16　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役会
監査役
監査役室
ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ会議
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ会議
経営会議
海外経営会議
執行役員会議
デジタル戦略会議
内部監査会議
ｳｪﾙｽﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ本部
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ統括部
ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ部
ﾗｯﾌﾟ・ﾋﾞｼﾞﾈｽ開発部
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ第一部
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ第二部
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	大和証券株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100.　％	
下記①に該当する法人との取引		.　％	
		.　％	
		.　％	
下記②に該当する法人との取引		.　％	
		.　％	
		.　％	
		.　％	
		.　％	
下記③に該当する法人との取引		.　％	
		.　％	
		.　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名	東海東京アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 104-0033　東京都中央区新川一丁目17番21号　茅場町ファーストビル　9Ｆ

電話　03-3553-7180　　ファックス　03-3553-7997

ＨＰアドレス　https://www.tfr.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　古川　聡一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第1384号　　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　010-00062

業務開始年月　平成17年７月28日　　資本金　5000万円

作成部署　経営企画部　　電　話　03-3553-7180

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	２．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
		該当なし

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
株式会社お金のデザイン	100%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	1202	1517	351	295	575
2025年3月期	994	1333	208	178	279
2024年3月期	711	1057	▲98	▲104	101

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　31　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　5　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　1　名、平均経験年数　2　年　3　ヵ月

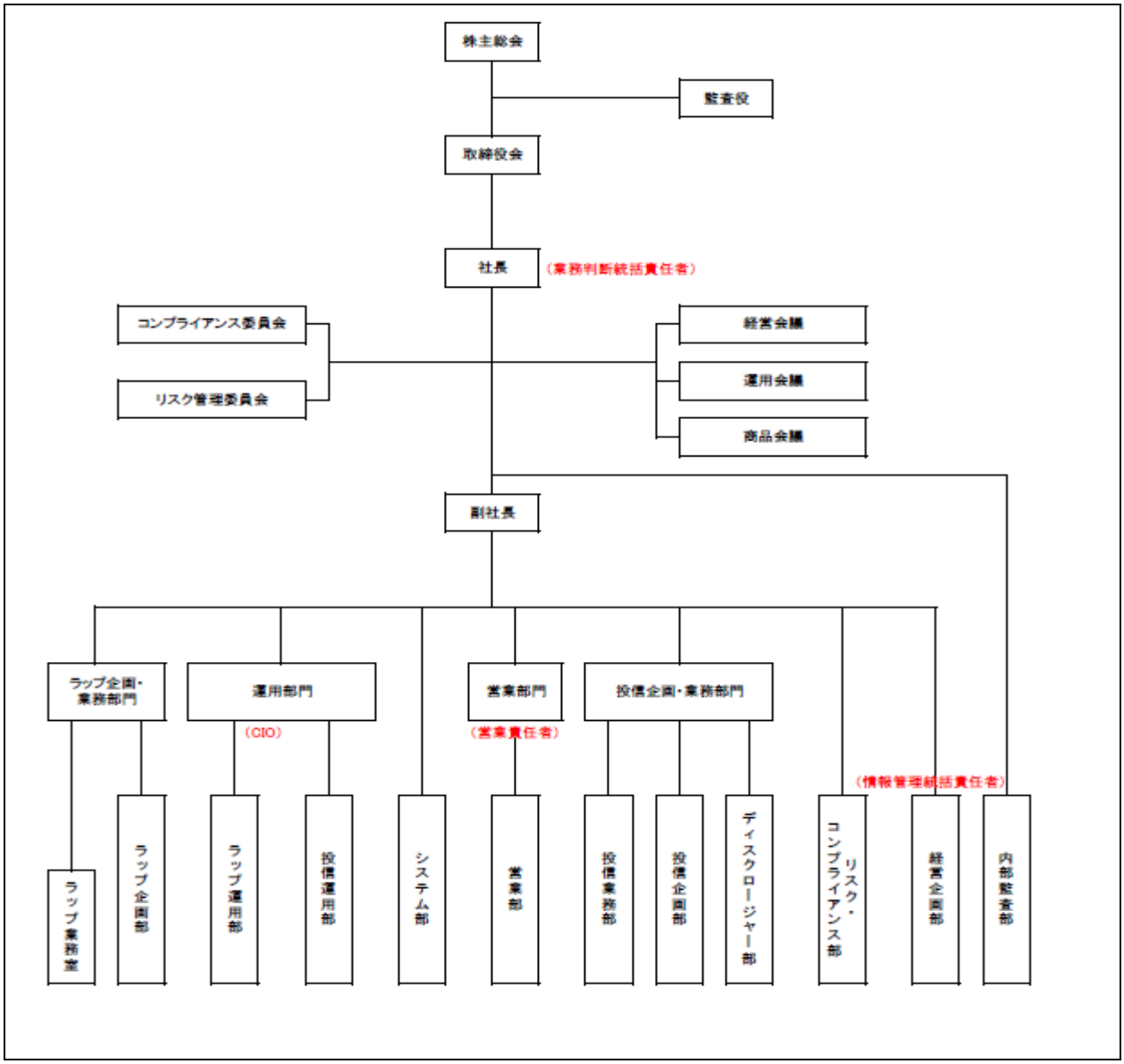
投資顧問・投信部門兼任者　1　名、平均経験年数　14　年　3　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　3　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　7　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
社長
（業務判断統括責任者）
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
経営会議
運用会議
商品会議
副社長
ラップ企画・業務部門
運用部門
（CIO）
営業部門
（営業責任者）
投信企画・業務部門
（情報管理統括責任者）
ラップ業務室
ラップ企画部
ラップ運用部
投信運用部
システム部
営業部
投信業務部
投信企画部
ディスクロージャー部
リスク・コンプライアンス部
経営企画部
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	東海東京アセットマネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		．　%	
下記①に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	
下記②に該当する法人との取引	東海東京証券	47.5%	
	西日本シティ TT 証券	20.4%	
	池田泉州 TT 証券	12.3%	
		．　%	
		．　%	
下記③に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　野村證券株式会社

所在地　〒 103-8011　東京都中央区日本橋一丁目13番１号

電話　03-3211-1811　ファックス　－

HPアドレス　https：//www.nomura.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　奥田　健太郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第142号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01234

業務開始年月　平成17年10月11日　資本金　100億円

作成部署　商品企画部　電　話　03-3278-1039

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	④．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	②．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	②．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	大手町センター	東京都千代田区大手町二丁目２番２号アーバンネット大手町ビル

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
野村ホールディングス株式会社	100%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	15,799	981,354	242,530	162,409	687,272
2025年3月期	13,272	882,478	214,539	146,519	646,374
2024年3月期	8,467	770,387	148,771	104,306	603,102

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　25　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　8　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

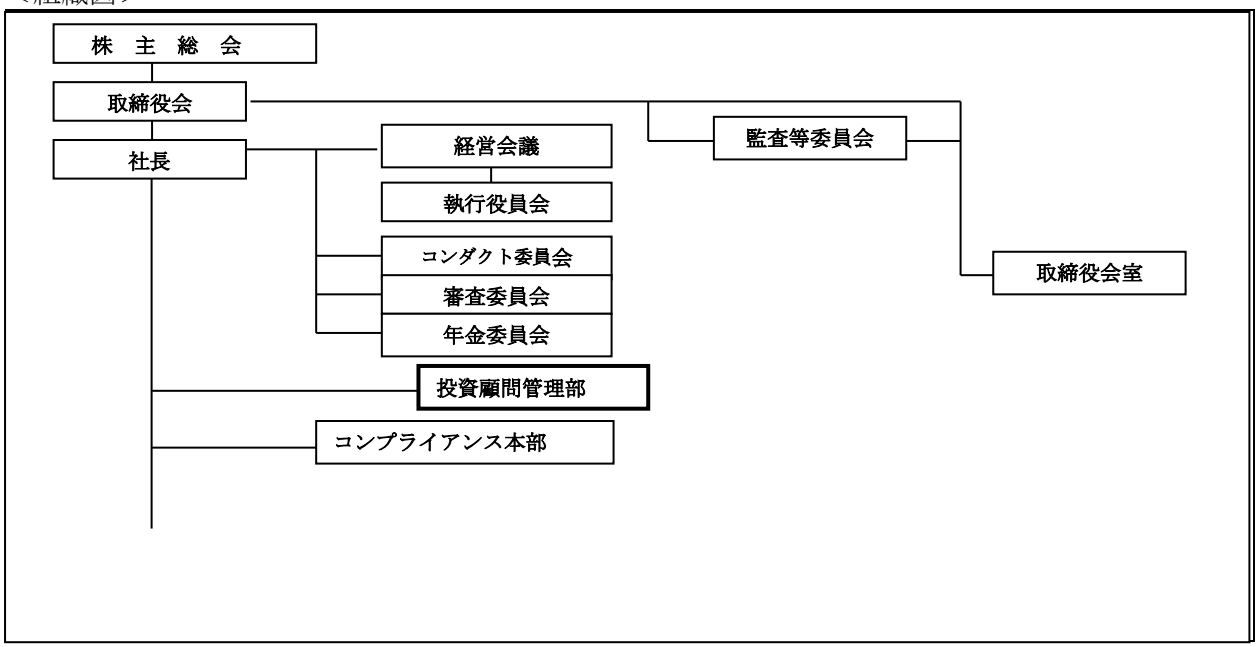
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　8　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株　主　総　会
取締役会
社長
経営会議
執行役員会
コンダクト委員会
審査委員会
年金委員会
投資顧問管理部
コンプライアンス本部
監査等委員会
取締役会室

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	野村證券株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100．0　％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　光証券株式会社

所在地　〒 650-0001　兵庫県神戸市中央区加納町３丁目４－２

電話　078-391-2305　ファックス　078-391-5580

HPアドレス　https://www.hikarishoken.com

代表者　取締役社長　　森中　寛

金融商品取引業登録番号　近畿財務局長(金商)第30号　登録年月日　平成19年 9月30日

協会会員番号　021-00161

業務開始年月　平成18年４月１日　資本金　5.138億円

作成部署　管理部　電　話　03-5843-9022

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
	該当なし	

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
森中　寛	56.7%
(有) 銭屋寛兵衛	22.1%
(株)ブルアンドベア	16.1%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	0	1,238	836	644	16,177
2025年3月期	0	1,011	334	261	14,230
2024年3月期	0	1,046	231	305	15,662

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　0　名

②運用業務従事者数　0　名

内 ファンド・マネージャー数　0　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　年　ヵ月

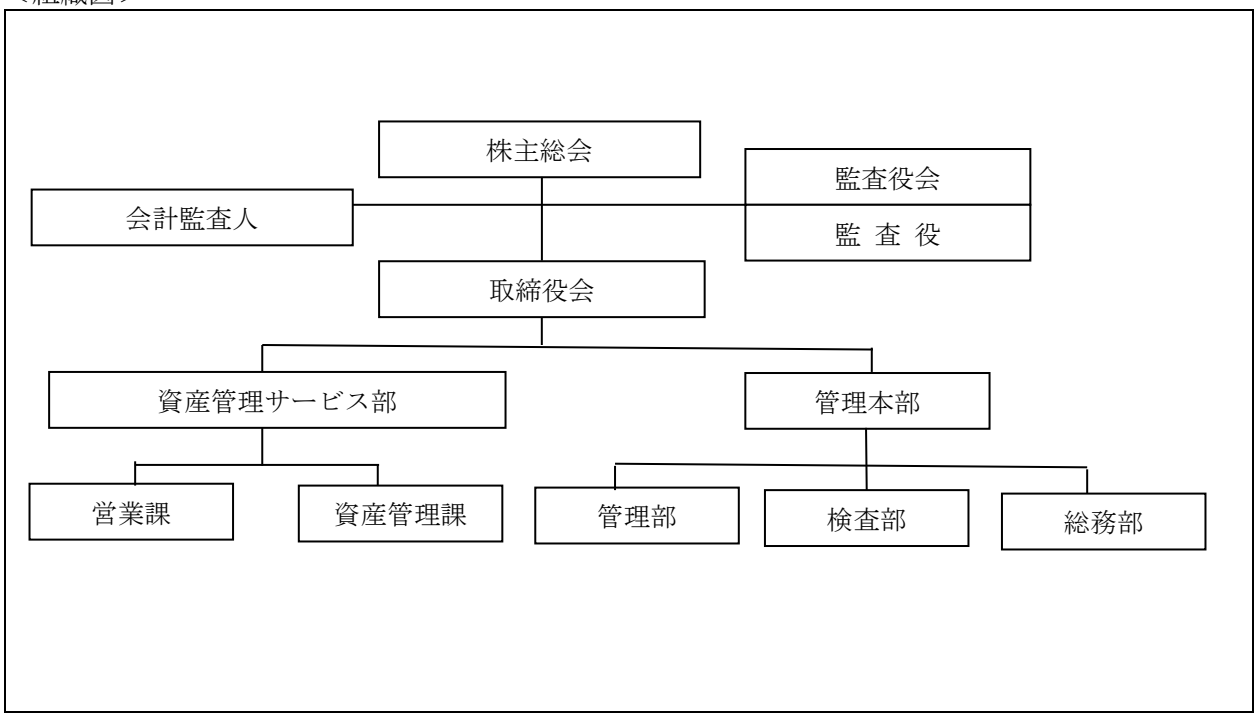
投資顧問・投信部門兼任者　0　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　年　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役会
会計監査人
監 査 役
取締役会
資産管理サービス部
管理本部
営業課
資産管理課
管理部
検査部
総務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	光証券株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間 2025 年　4 月　1 日～2026 年　3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		0．0%	
下記①に該当する法人との取引		0．0　%	
		0．　0 %	
		0．　0 %	
下記②に該当する法人との取引		0．　0 %	
		0．0　%	
		0．0　%	
		0．0　%	
		0．0　%	
下記③に該当する法人との取引		0．0　%	
		0．0．　%	
		0．0　%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名	ブルーモ証券株式会社

所在地　〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町 5-1 兜町第 1 平和ビル 4F FinGATE BASE 404

電話　050-1731-1919　　ファックス

ＨＰアドレス　https://bloomo.co.jp

代表者　代表取締役　中村 仁

金融商品取引業登録番号 関東財務局長（金商）第 3384 号 登録年月日　2025 年 10 月 30 日

協会会員番号　012-03120

業務開始年月　2025 年 11 月 27 日　　資本金　1 億円

作成部署　証券事業部門　　電話　080-3505-1770

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第 12 号イに係る業務	２．法第２条第８項第 12 号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第 14 号に係る業務	４．法第２条第８項第 15 号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第 11 号に係る業務	２．法第２条第８項第 13 号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第 28 条第１項に係る業務	２．法第 28 条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
中村仁	39.92%
Spiral Capital Japan Fund 2 号投資事業有限責任組合	11.46%
ANRI 5 号投資事業有限責任組合	7.26%
小林悟史	4.44%
グローバル・ブレイン 9 号投資事業有限責任組合	4.23%

株主名	議決権保有比率
Angel Bridge Unicorn Fund 2 号投資事業有限責任組合	4.01%
GB-IX Japan Fund L.P.	3.75%
Scrum Ventures Fund IV L.P.	3.72%
PORTAGE VENTURES IVINVESTMENTS LP	2.90%
グローバル・ブレイン 8 号投資事業有限責任組合	2.85%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額

2026年5月期	2	29	-430	-431	1,989
2025年5月期	0	11	-247	-248	2,421
2024年5月期	0	0	-133	-134	670

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 13.5 名

②運用業務従事者数 1.5 名

内 ファンド・マネージャー数 1.0 名、平均経験年数 33 年 0 ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

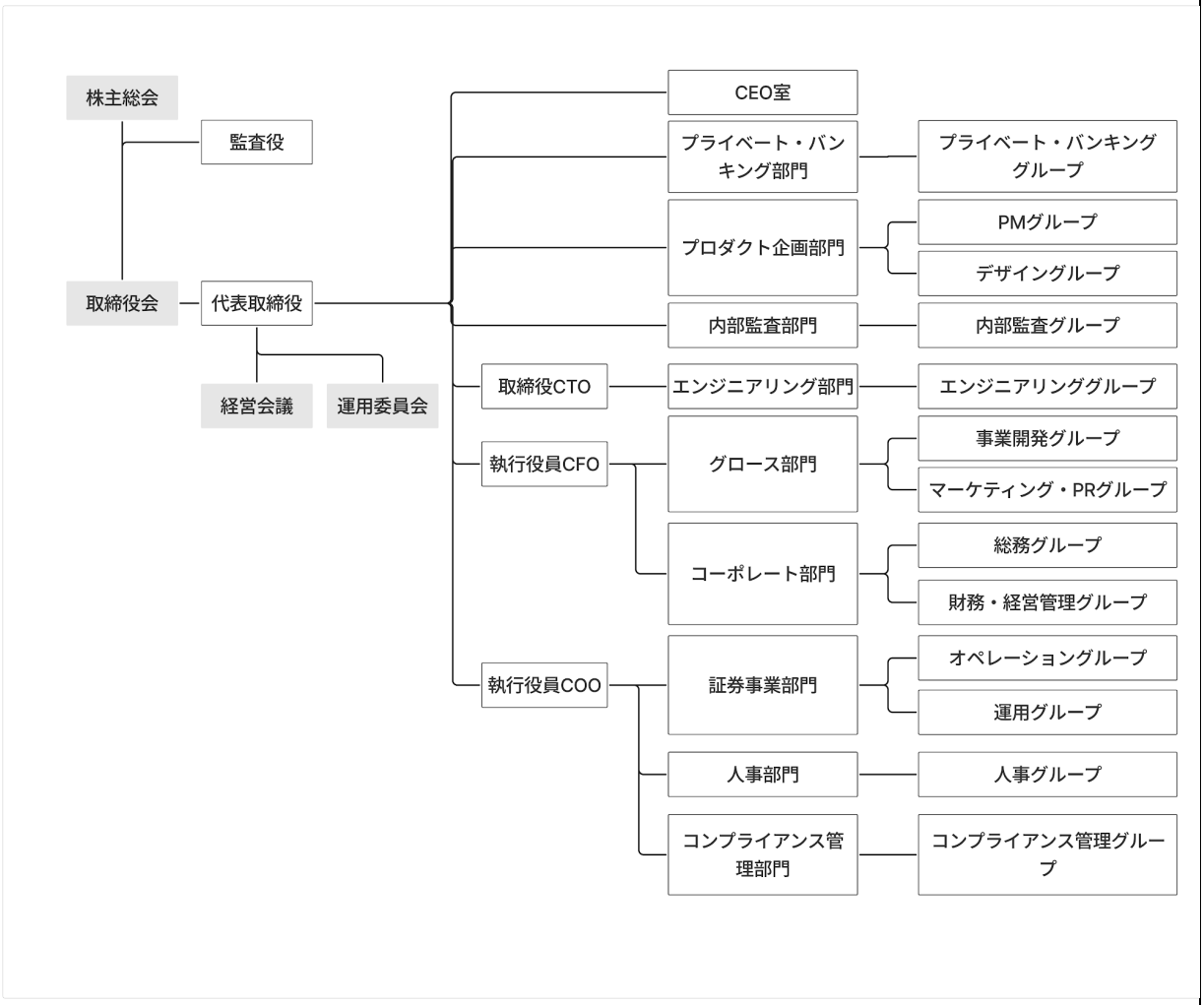
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

内 調査スタッフ数 0.5 名、平均経験年数 0 年 0 ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 1.0 名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数 1.0 名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
経営会議
運用委員会
CEO室
プライベート・バンキング部門
プライベート・バンキンググループ
プロダクト企画部門
PMグループ
デザイングループ
内部監査部門
内部監査グループ
取締役CTO
エンジニアリング部門
エンジニアリンググループ
執行役員CFO
グロース部門
事業開発グループ
マーケティング・PRグループ
コーポレート部門
総務グループ
財務・経営管理グループ
執行役員COO
証券事業部門
オペレーショングループ
運用グループ
人事部門
人事グループ
コンプライアンス管理部門
コンプライアンス管理グループ

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	ブルーモ証券株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 11 月 28 日～2026 年 5 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		0．0 %	
下記①に該当する法人との取引		0．0 %	
		．　%	
		．　%	
下記②に該当する法人との取引	Alpaca Securities LLC	100．0 %	
		．　%	
		．　%	
		．　%	
		．　%	
下記③に該当する法人との取引		0．0 %	
		．　%	
		．　%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社FOLIO

所在地　〒 102-0082　東京都千代田区一番町16-1　共同ビル一番町4F

電話　03-6693-3762　ファックス　03-6261-5153

HPアドレス　https://folio-sec.com/

代表者　代表取締役　四元 盛文

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2983号　登録年月日　2017年4月4日

協会会員番号　012-02779

業務開始年月　2017年7月6日　資本金　0.5億円

作成部署　財務経理部　電話　03-6693-3762

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
提携企業	株式会社SBI証券	東京都港区六本木１丁目６－１
提携企業	株式会社　愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町２丁目1番地
提携企業	住信SBIネット銀行 株式会社	東京都港区六本木3丁目２番1号
提携企業	株式会社 足利銀行	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
株式会社FOLIOホールディングス	100.00%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年３月期	2,620	4,039	198	520	3,170
2025年３月期	1,523	1,851	△991	△995	2,649
2024年３月期	731	967	△1,853	△1,856	2,795

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　17名

②運用業務従事者数　4名

内 ファンド・マネージャー数　4名、平均経験年数　8年　4ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

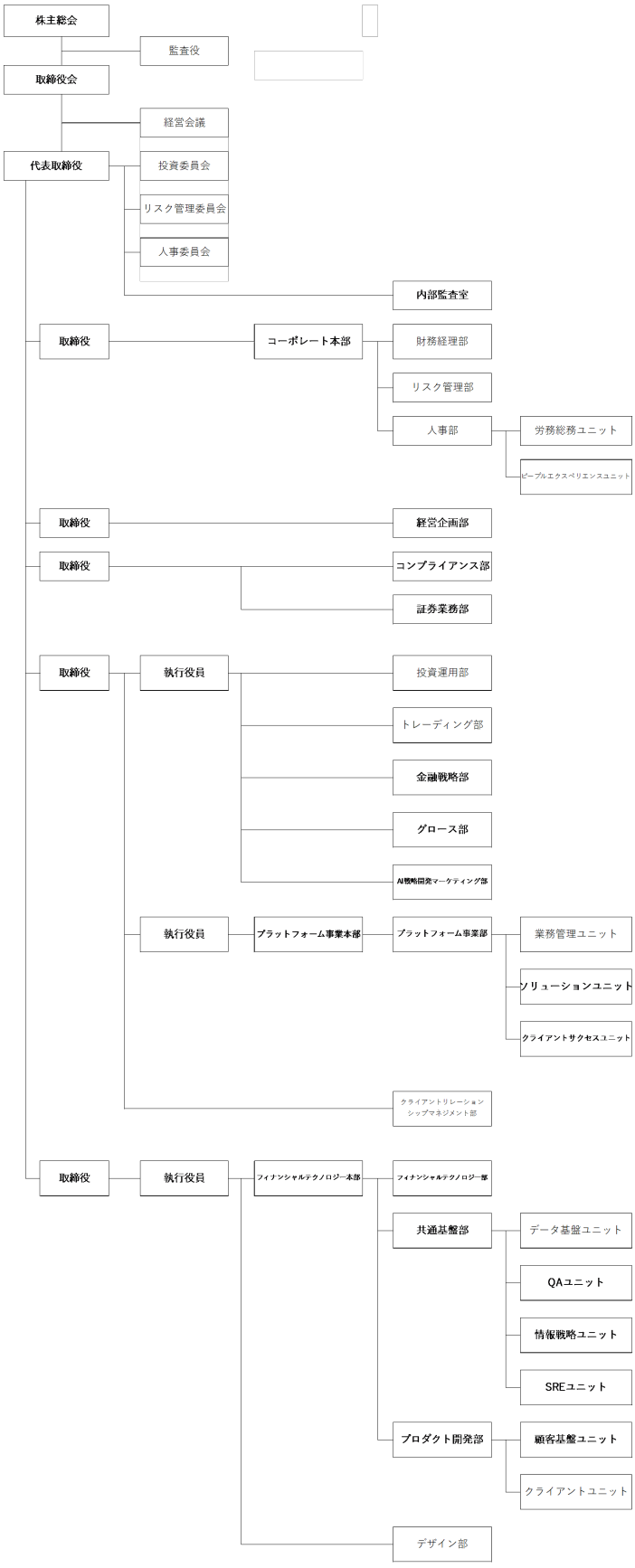
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
経営会議
代表取締役
投資委員会
リスク管理委員会
人事委員会
内部監査室
取締役
コーポレート本部
財務経理部
リスク管理部
人事部
労務総務ユニット
ピープルエクスペリエンスユニット
取締役
経営企画部
取締役
コンプライアンス部
証券業務部
取締役
執行役員
投資運用部
トレーディング部
金融戦略部
グロース部
AI戦略開発マーケティング部
執行役員
プラットフォーム事業本部
プラットフォーム事業部
業務管理ユニット
ソリューションユニット
クライアントサクセスユニット
クライアントリレーションシップマネジメント部
取締役
執行役員
フィナンシャルテクノロジー本部
フィナンシャルテクノロジー部
共通基盤部
データ基盤ユニット
QAユニット
情報戦略ユニット
SREユニット
プロダクト開発部
顧客基盤ユニット
クライアントユニット
デザイン部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	株式会社 FOLIO

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		51．7　％	
下記①に該当する法人との取引	株式会社 SBI 証券	39．7　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引	Interactive Brokers LLC	51．7　％	
	株式会社 SBI 証券	39．7　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　マネックス・アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 107-6026　東京都港区赤坂一丁目12番32号

電話　03-6441-3385　ファックス　03-6441-3386

HPアドレス　https://www.monex-am.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　足立　哲

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2882号　登録年月日　2015年12月14日

協会会員番号　012-02734

業務開始年月　2016年1月　資本金　14億円

作成部署　コーポレート管理部　電　話　03-6441-3385

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	２．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	本店	東京都港区赤坂一丁目12番32号

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
マネックスグループ株式会社	100%
以下余白	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	1,082	6,566	947	804	1,243
2025年3月期	845	2,526	184	152	437
2024年3月期	580	2,286	▲67	▲68	285

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　41　名

②運用業務従事者数　7　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　24　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

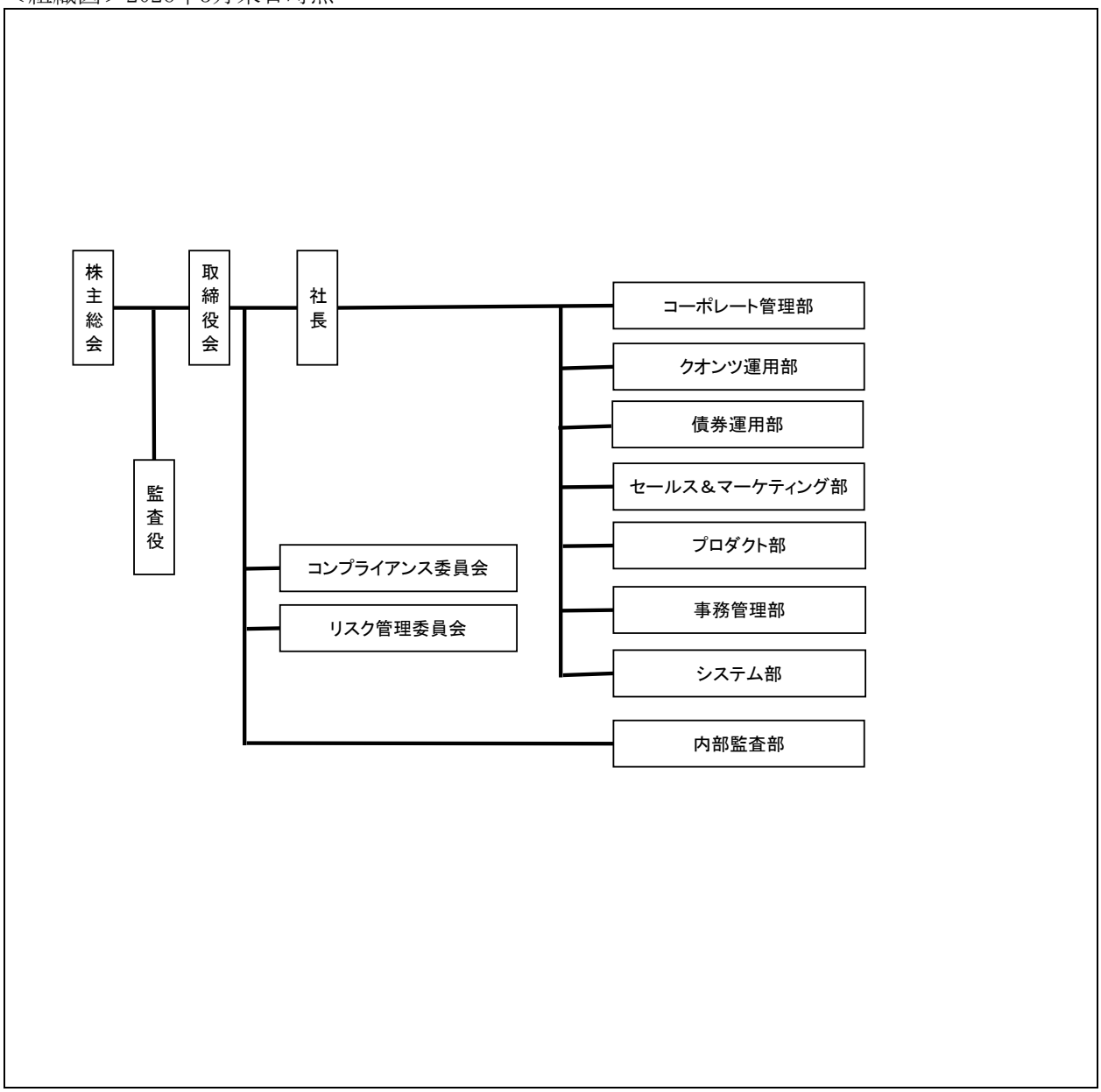
投資顧問・投信部門兼任者　6　名、平均経験年数　24　年　4　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　23　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　13　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞2026年3月末日時点



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	マネックス・アセットマネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		．　％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引	マネックス証券株式会社	45.0％	
	静銀ティーエム証券株式会社	29.1％	
	北洋証券株式会社	18.0％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名	丸三証券株式会社

所在地　〒 102-8030　東京都千代田区麹町三丁目３番６

電話　03-3238-2206　　ファックス　03-3238-2262

ＨＰアドレス　https://www.marusan-sec.co.jp/

代表者　代表取締役社長　菊地　稔

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第167号　　登録年月日　2007年９月30日

協会会員番号　012-03100

業務開始年月　2025年７月１日　　資本金　100億円

作成部署　投資顧問部　　電　話　03-3238-2206

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業店	大阪支店　等	大阪府大阪市中央区南本町1-7-15　他

３．主な株主（2026年3月末現在）

株主名	議決権保有比率
日本生命保険	7.9%
日本ﾏｽﾀｰﾄﾗｽﾄ信託銀行（信託口）	7.8%
公益財団法人長尾自然環境財団	7.2%
三菱UFJ信託銀行	2.5%
みずほ銀行	1.4%

株主名	議決権保有比率
長尾　愛一郎	1.4%
日本ｶｽﾄﾃﾞｨ銀行（信託口）	0.9%
STATE STREET B&T Co. 505025	0.8%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	0.7%
丸三証券従業員持株会	0.6%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	15	21,725	5,923	5,010	51,444
2025年3月期	0	18,849	4,048	3,792	49,008
2024年3月期	0	18,608	4,187	2,925	52,524

※2025年3月期までは連結ベース

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 5 名

②運用業務従事者数 3.5 名

内 ファンド・マネージャー数 1 名、平均経験年数 21 年 9 ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者 － 名、平均経験年数 － 年 － ヵ月

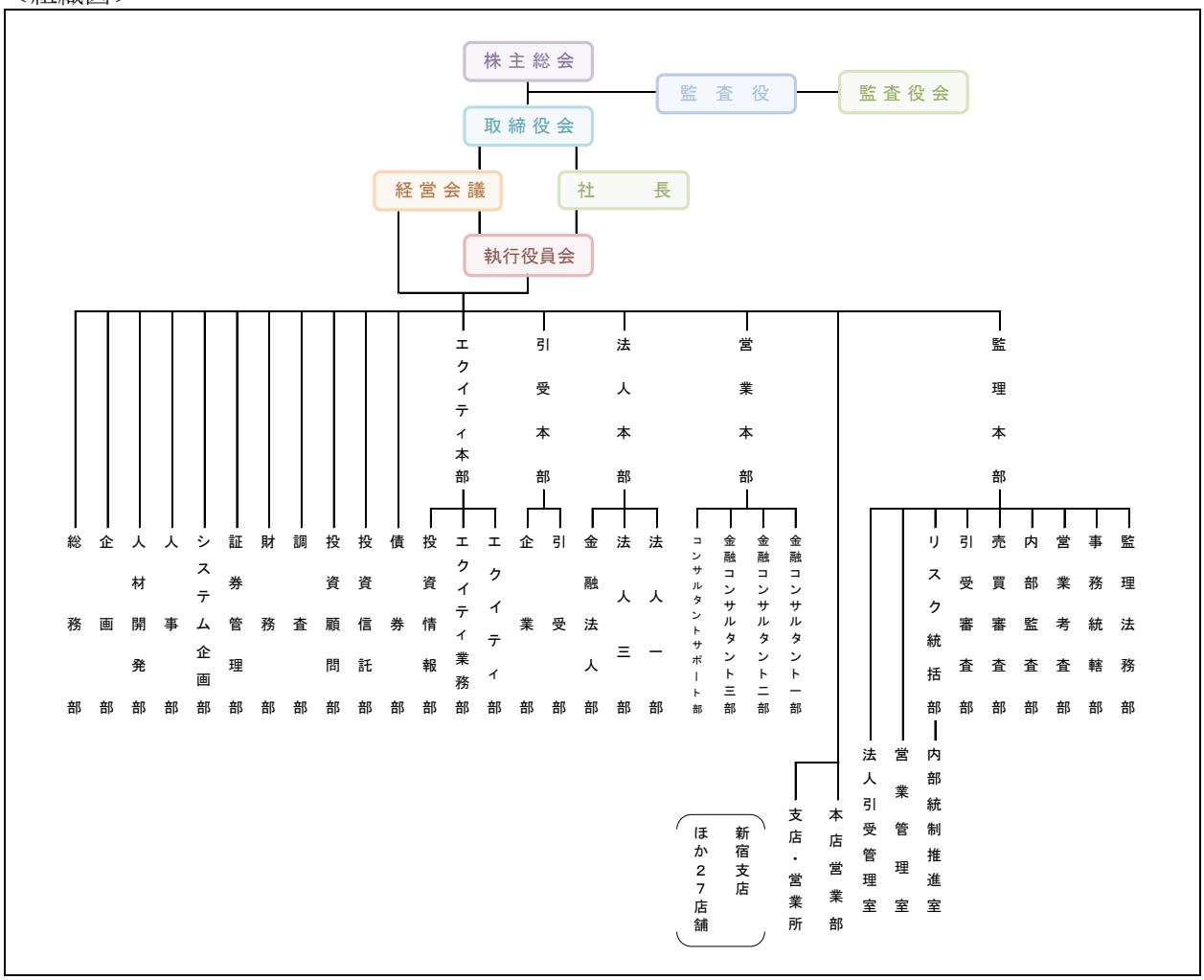
投資顧問・投信部門兼任者 － 名、平均経験年数 － 年 － ヵ月

内 調査スタッフ数 2.5 名、平均経験年数 1 年 0 ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 4 名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数 0 名

＜組織図＞


株主総会
監査役
監査役会
取締役会
経営会議
社長
執行役員会
総務部
企画部
人材開発部
人事部
システム企画部
証券管理部
財務部
調査部
投資顧問部
投資信託部
債券部
エクイティ本部
投資情報部
エクイティ業務部
エクイティ部
引受本部
企業部
引受部
法人本部
金融法人部
法人三部
法人一部
営業本部
コンサルタントサポート部
金融コンサルタント三部
金融コンサルタント二部
金融コンサルタント一部
新宿支店
ほか27店舗
支店・営業所
本店営業部
法人引受管理室
営業管理室
リスク統括部
内部統制推進室
監理本部
引受審査部
売買審査部
内部監査部
営業考査部
事務統轄部
監理法務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	丸三証券株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100．0%	
下記①に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	
下記②に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	
		．　%	
		．　%	
下記③に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　みずほ証券株式会社

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

電話　03-5208-3210　ファックス　03-3217-4049

HPアドレス　https://www.mizuho-sc.com/

代表者　代表取締役社長　浜本　吉郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第94号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　第011-01225号

業務開始年月　2004年12月13日　資本金　125,167百万円

作成部署　投資顧問部　電話　03-5546-4773

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	②．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	投資顧問部	東京都千代田区丸の内1-3-3　みずほ丸の内タワー

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	100.0%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	6,809	578,135	112,438	81,803	1,047,625
2025年3月期	5,534	524,957	83,701	53,812	931,761
2024年3月期	3,846	444,181	42,304	60,952	833,698

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　35　名

②運用業務従事者数　9　名

内 ファンド・マネージャー数　8　名、平均経験年数　11　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

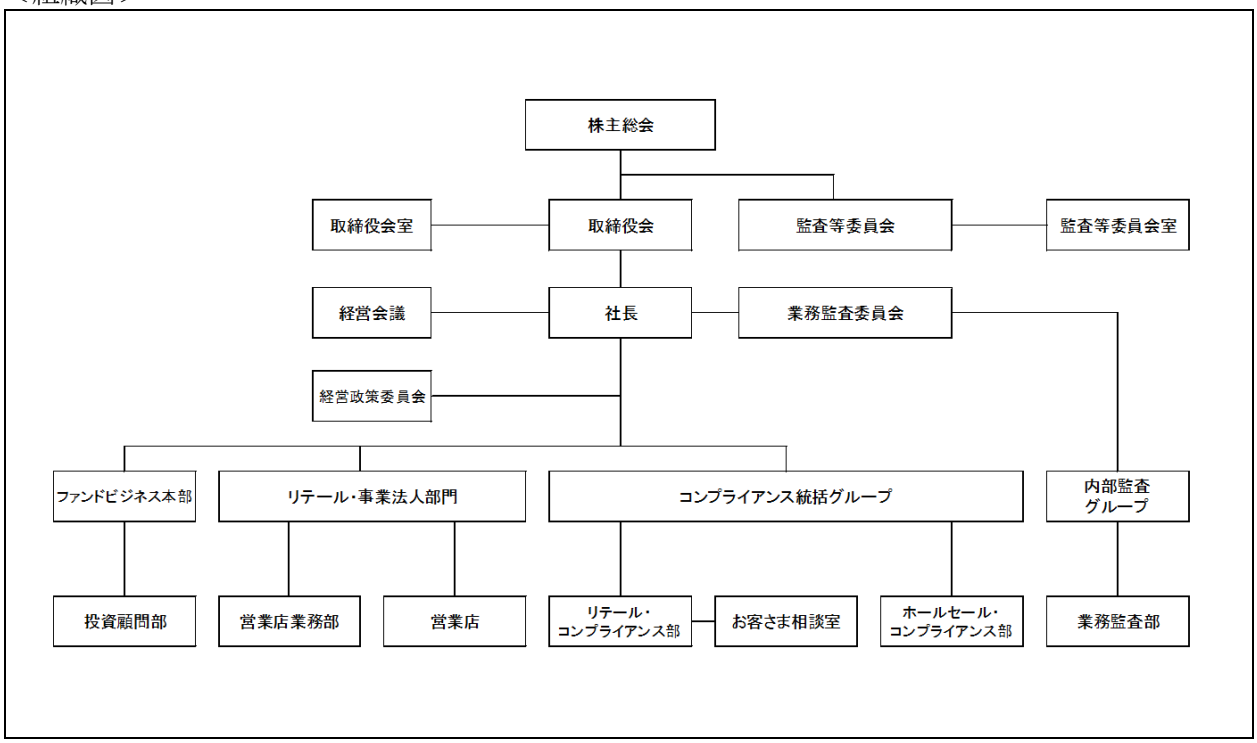
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　16　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会室
取締役会
監査等委員会
監査等委員会室
経営会議
社長
業務監査委員会
経営政策委員会
ファンドビジネス本部
リテール・事業法人部門
コンプライアンス統括グループ
内部監査
グループ
投資顧問部
営業店業務部
営業店
リテール・
コンプライアンス部
お客さま相談室
ホールセール・
コンプライアンス部
業務監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	みずほ証券株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100．0　％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名	水戸証券株式会社

所在地　〒 112-0002　東京都文京区小石川1－1－１

電話　080-6601-4188　　ファックス　03-6636-4775

ＨＰアドレス　https://www.mito.co.jp/

代表者　代表取締役社長　小林　克徳

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第181号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第012-02096号

業務開始年月　平成21年1月30日　　資本金　122億円

作成部署　投資顧問部　　電　話　080-6601-4188

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10.05%
株式会社野村総合研究所	9.16%
小林協栄株式会社	5.40%
株式会社常陽銀行	4.57%
株式会社みずほ銀行	3.30%

株主名	議決権保有比率
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2.64%
株式会社武蔵野銀行	1.92%
第一生命保険株式会社	1.68%
小林克徳	1.51%
住友不動産株式会社	1.47%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2026年3月期	2,658	16,074	3,598	3,095	42,778
2025年3月期	2,200	13,983	2,328	2,420	40,097
2024年3月期	1,811	14,554	2,803	2,336	42,827

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　4　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

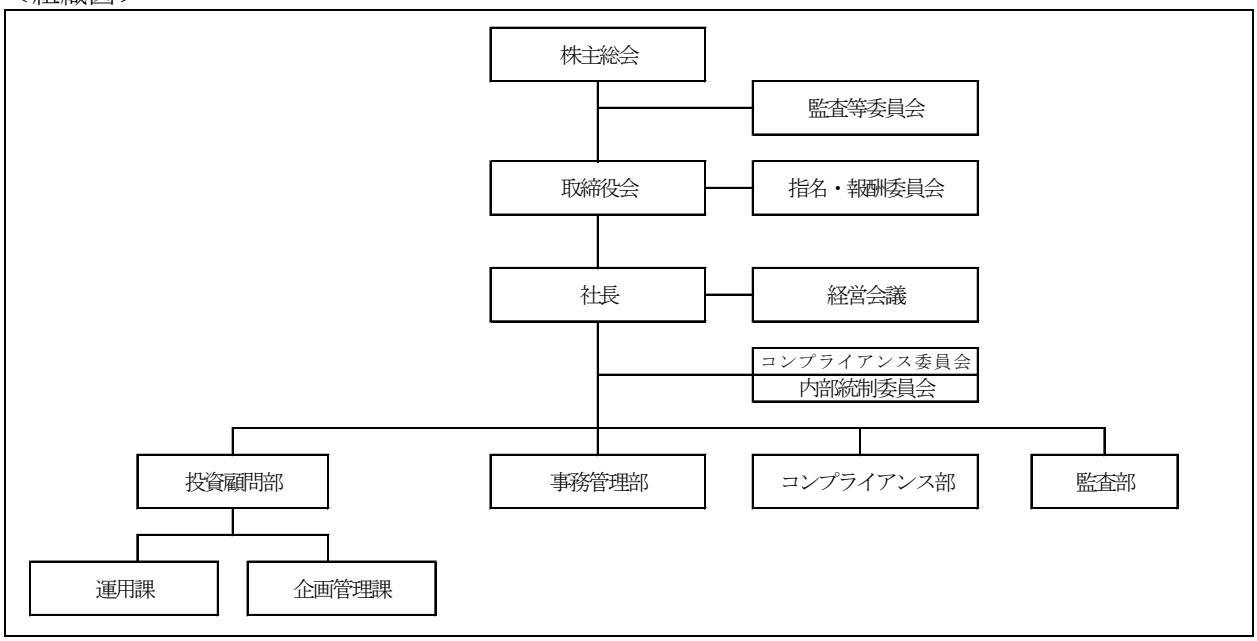
投資顧問・投信部門兼任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　6　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿名

＜組織図＞


株主総会
監査等委員会
取締役会
指名・報酬委員会
社長
経営会議
コンプライアンス委員会
内部統制委員会
投資顧問部
事務管理部
コンプライアンス部
監査部
運用課
企画管理課

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名	水戸証券株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
正会員自らが顧客の相手方となった取引		100.　％	
下記①に該当する法人との取引		.　％	
		.　％	
		.　％	
下記②に該当する法人との取引		.　％	
		.　％	
		.　％	
		.　％	
		.　％	
下記③に該当する法人との取引		.　％	
		.　％	
		.　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

電話　03-5293-3100　ファックス

HPアドレス　https://www.ubs-sumitrust.com/

代表者　代表取締役社長　　中村　善二

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3233号　登録年月日　2021年2月24日

協会会員番号　０１２-０２９４１

業務開始年月　2021年8月10日　資本金　51億6500万円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-5208-6137

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 大阪営業所	〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪
営業所	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 名古屋営業所	〒450-6419 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング
営業所	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 大手町営業所	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号 Otemachi Oneタワー
営業所	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 六本木営業所	〒106-0032 東京都港区六本木三丁目1番1号 六本木ティーキューブ
提携企業	三井住友信託銀行株式会社	〒100-0005　東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
UBS証券株式会社	51%
三井住友トラストグループ株式会社	49%
以下余白	
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2025年12月期	8,226	27,658	11,593	8,182	57,859
2024年12月期	6,596	23,376	7,405	4,887	56,363
2023年12月期	5,247	18,581	6,543	4,457	19,790

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 5 名

②運用業務従事者数 5 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 15 年 ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

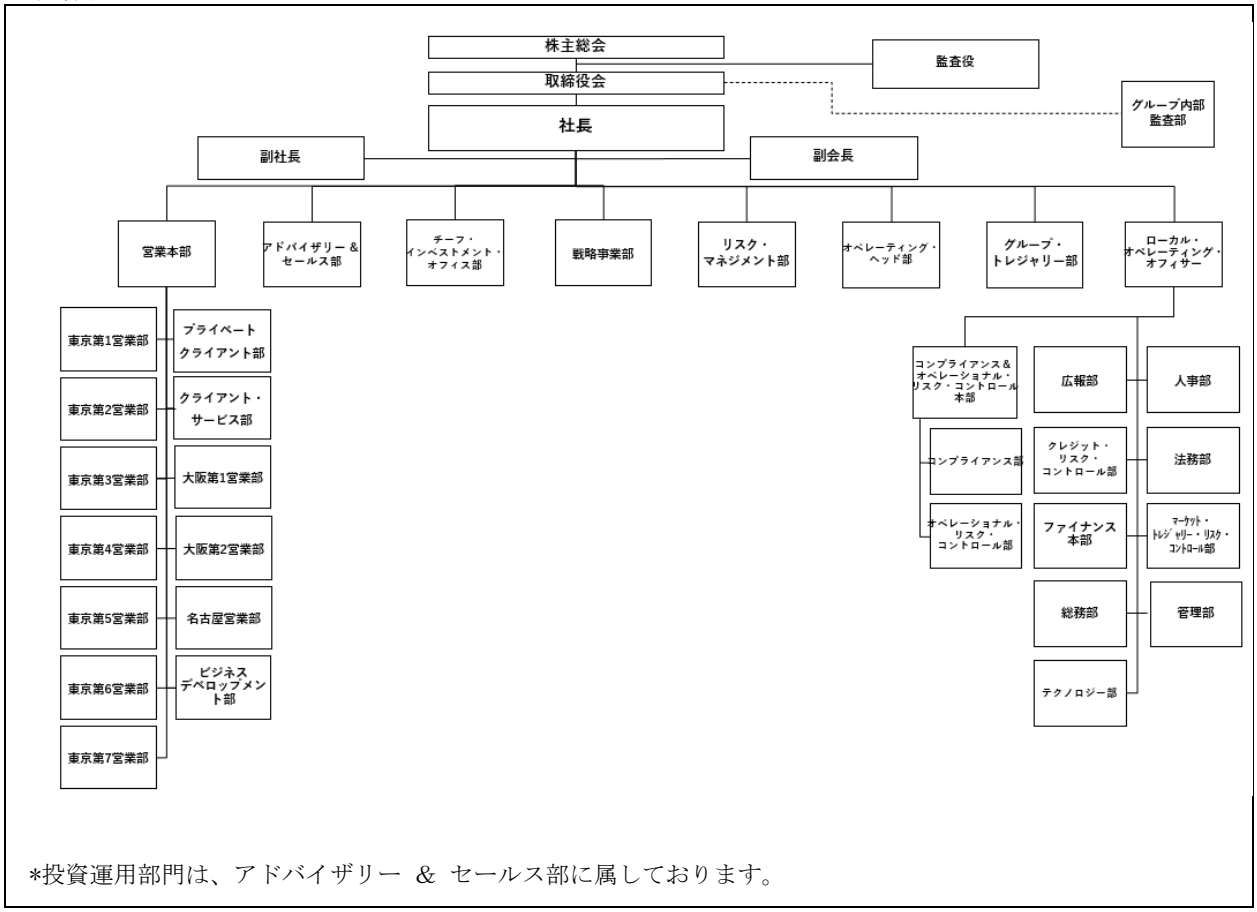
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

内 調査スタッフ数 2 名、平均経験年数 18 年 ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 1 名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数 名

＜組織図＞



*投資運用部門は、アドバイザリー ＆ セールス部に属しております。

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		100.00　％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　楽天証券株式会社

所在地　〒 107-0062　東京都港区南青山二丁目6番21号

電話　03-6739-1700　ファックス　03-3408-3341

ＨＰアドレス　https://www.rakuten-sec.co.jp/

代表者　代表取締役社長　楠　雄治

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第195号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02746

業務開始年月　平成28年6月24日　資本金　19,495,517,576円

作成部署　経営企画部　電　話　050-5432-5104

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	②．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
本店	本店	東京都港区南青山二丁目６番21号
営業所	福岡営業所	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目18番33号 博多イーストテラス
営業所	横浜営業所	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目６番１号

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
楽天証券ホールディングス株式会社	51.00%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
みずほ証券株式会社	49.00%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2025年12月期	1,147	158,146	44,719	21,874	198,885
2024年12月期	1,153	129,816	31,377	16,012	177,010
2023年12月期	1,137	110,587	28,312	17,585	160,997

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　3　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　13　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

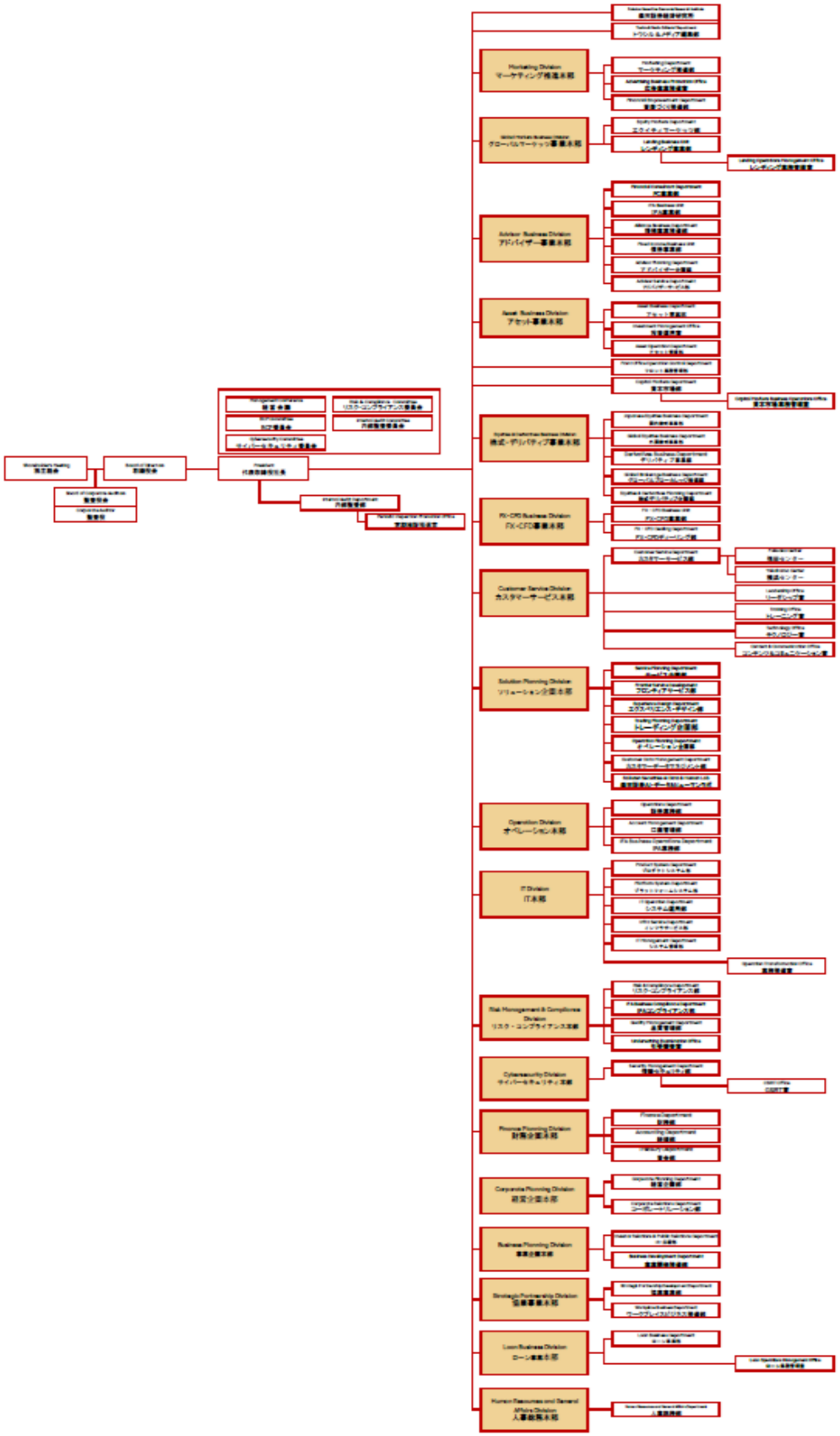
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　22　年　8　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞(2026年3月末現在)



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名	楽天証券株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		100．0 %	
下記①に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	
下記②に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	
		．　%	
		．　%	
下記③に該当する法人との取引		．　%	
		．　%	
		．　%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。